令和６年度版

市 税 概 要

千葉県佐倉市

目　　次

１．市の概要と行政機構

１－１．佐倉市の概要……２
１－２．人口・世帯・面積・人口密度……３
　　人口及び世帯数の推移（グラフ）
１－３．一般会計決算及び市税負担額の推移……４
　　一般会計歳入歳出決算の推移（グラフ）
１－４．一般会計当初予算……５
　　一般会計当初予算の市税の構成（グラフ）……７
１－５．一般会計決算……８
　　一般会計歳入・歳出決算の構成（グラフ）……１０
１－６．税目別決算額の推移……１１
　　市税決算額の推移（グラフ）……１３
１－７．佐倉市行政組織図……１４
１－８．税務機構等……１６

２．市民税

２－１．個人市民税調定額及び納税義務者の推移……２０
２－２．個人市民税所得区分別課税額の推移……２１
２－３．個人市民税所得区分別納税義務者の推移……２１
２－４．市民税(個人・法人市民税)決算額の推移（グラフ）…２２
　　個人市民税決算額の推移（グラフ）……２３
　　法人市民税決算額の推移（グラフ）……２３
２－５．令和６年度個人市民税の納税義務者等に関する調べ…２４
２－６．令和６年度個人市民税課税標準額段階別課税状況……２５
２－７．個人市民税年度別負担額の推移……２６
２－８．法人市民税年度別調定額の推移……２６
２－９．法人市民税決算期別法人数……２６
２－10．法人の設立状況……２７
２－11．法人市民税の税率別調定額に関する調べ……２７

３．固定資産税・都市計画税・特別土地保有税

３－１．納税義務者数の推移……２９
３－２．土地筆数及び家屋棟数の推移……２９
３－３．調定額の推移……３０
３－４．固定資産税決算額の推移（グラフ）……３１
３－５．令和６年度土地に関する概要……３２
３－６．宅地に関する調べ……３３

３－７．宅地に係る住宅用地・非住宅用地に関する調べ……３４
３－８．介在農地及び市街化区域農地に関する調べ……３４
３－９．令和６年度家屋に関する概要……３５
３－10．家屋の増減状況の推移……３６
３－11．国有資産等所在市町村交付金に関する調べ……３７
３－12．償却資産の価格等に関する調べ……３８
３－13．償却資産納税義務者数の推移……３９
３－14．都市計画税に関する調べ……３９
３－15．都市計画税決算額の推移（グラフ）……４０
３－16．特別土地保有税……４１

４．諸税

４－１．軽自動車税に関する調べ……４３
４－２．軽自動車税決算額の推移（グラフ）……４４
４－３．市たばこ税の推移……４５
４－４．市たばこ税決算額の推移（グラフ）……４５

５．徴収

５－１．還付金調べ……４７
５－２．督促状発付状況の推移……４８
５－３．不納欠損額の推移……４９
５－４．口座振替の状況……５０
５－５．差押状況……５１
５－６．収入率の推移（グラフ）……５２

６．その他

６－１．税務証明書等の発行件数……５４
証明発行件数の構成比の推移（グラフ）……５５
６－２．市税徴収経費の推移……５６
６－３．市税税率の経緯……５８
６－４．租税体系……６８

１．市の概要と行政機構

１－１．佐倉市の概要

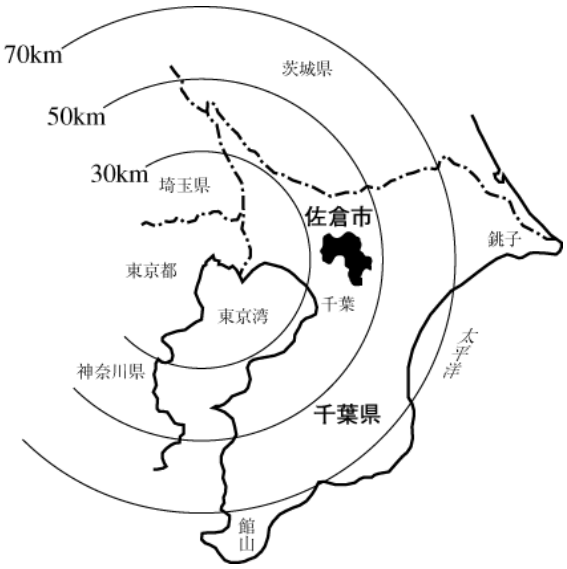

（１）位置

佐倉市は、千葉県北部、北総台地の中央部に位置し、都心から東に 40 キロメートルの距離にあります。成田国際空港へは東へ 15 キロメートル、県庁所在地の千葉市へは南西へ 20 キロメートル、さらに北には印旛沼がひかえています。

東は酒々井町、東南は八街市、南西は千葉市、四街道市、西は八千代市に接し、北は印旛沼を隔てて印西市に相対し、肥沃な農地や豊かな水と緑に恵まれたまちです。

（２）地形

市域は、印旛沼の南に広がる台地、傾斜地からなっており、その間を鹿島川や高崎川、小竹川などが県民の水がめとなっている印旛沼に注いでいます。

台地は南が高く北が低く、標高は 30 メートル前後です。佐倉城址や印旛沼周辺、南部の農村地帯などには豊かな自然が残っています。

（３）沿革

本市は、自然、環境に恵まれ古代から人が生活を営み、中世は千葉氏が本佐倉城を築き天正 18（1590）年まで北総地方の政治の中心地でした。徳川時代に入り、慶長 15（1610）年、土井利勝が鹿島山に近世佐倉城を築き、以来この地を佐倉と呼び、江戸を守る要衝の地として徳川譜代大名の城下町として栄えました。

明治から第二次世界大戦終了までは、佐倉城跡に陸軍の兵営が置かれ、連隊のまちとなり、戦後の復興期を経て、昭和 29（1954）年 3 月に佐倉町、臼井町、志津村、根郷村、弥富村、和田村の 6 町村合併により、市制が施行されました。その後、現在の千代田地区などを編入し、今日に至っています。

令和6年3月31日現在

人　　口	169,930 人	男	83,371 人
		女	86,559 人
世　帯　数	80,035 世帯		
面　　積	103.69 ㎢		
人口密度	1,638.8　人（1㎢当たり）		
都市形態	住宅都市		
職　員　数（令和6年4月1日現在）	総　　数	1,021 人	
	市長部局	831 人	
	税務担当	61 人	
位置	方　位	東　経	北　緯
	極　東	140° 18′	35° 42′
	極　西	140° 07′	35° 44′
	極　南	140° 15′	35° 38′
	極　北	140° 13′	35° 46′

１－２．人口・世帯・面積・人口密度

（基準日：各年3月31日現在）

年	項目／区分	人口（人） 男	女	計	世帯数（世帯）	人口密度（人/㎢）	面積（㎢）
平成27	各項目の値	87,491	89,920	177,411	74,809	1,711.0	103.69
	増減率(%)	0.9	1.2	1.0	2.0	0.9	
28	各項目の値	87,267	89,709	176,976	75,451	1,706.8	103.69
	増減率(%)	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.2	0.9	△ 0.2	
29	各項目の値	86,972	89,546	176,518	76,146	1,702.4	103.69
	増減率(%)	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.3	0.9	△ 0.3	
30	各項目の値	86,779	89,280	176,059	76,805	1,697.9	103.69
	増減率(%)	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.3	0.9	△ 0.3	
31	各項目の値	86,524	88,952	175,476	77,645	1,692.3	103.69
	増減率(%)	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.3	1.1	△ 0.3	
令和2	各項目の値	86,145	88,550	174,695	78,329	1,684.8	103.69
	増減率(%)	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.4	0.9	△ 0.4	
3	各項目の値	85,332	87,884	173,216	78,629	1,670.5	103.69
	増減率(%)	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.8	0.4	△ 0.8	
4	各項目の値	84,497	87,250	171,747	78,763	1,656.4	103.69
	増減率(%)	△ 1.0	△ 0.7	△ 0.8	0.2	△ 0.8	
5	各項目の値	84,040	86,997	171,037	79,443	1,649.5	103.69
	増減率(%)	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.4	0.9	△ 0.4	
6	各項目の値	83,371	86,559	169,930	80,035	1,638.8	103.69
	増減率(%)	△ 0.8	△ 0.5	△ 0.6	0.7	△ 0.6	

備考：人口・世帯数は住民基本台帳（平成27年分から外国人登録を加算）によります。

人口及び世帯数の推移

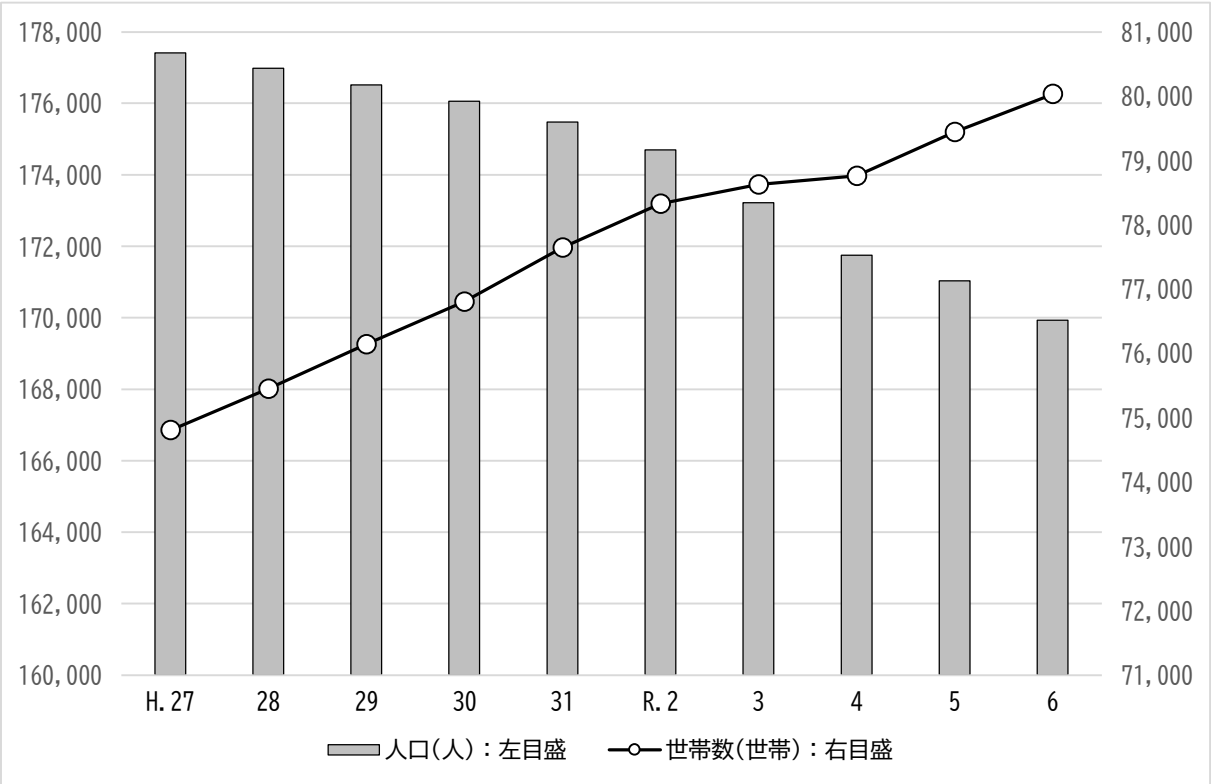

１－３．一般会計決算及び市税負担額の推移

区分／年度	一般会計 歳入 A(千円)	一般会計 歳出 B(千円)	市税総額 C(千円)	対前年度増減率（市税）(%)	市税割合 C/A(%)	市税負担額 1人当たり C/D(円)	市税負担額 世帯当たり C/E(円)	歳出額 1人当たり B/D(円)	歳出額 世帯当たり B/E(円)	人口 D(人)	世帯数 E(世帯)
平成26	48,123,044	45,466,120	23,959,236	1.4	49.8	135,049	320,272	256,276	607,763	177,411	74,809
27	49,041,189	46,665,215	23,794,930	△ 0.7	48.5	134,453	315,369	263,681	618,484	176,976	75,451
28	47,439,752	45,720,847	23,928,260	0.6	50.4	135,557	314,242	259,015	600,437	176,518	76,146
29	48,599,863	46,348,504	24,220,287	1.2	49.8	137,569	315,348	263,256	603,457	176,059	76,805
30	48,525,712	46,777,930	24,749,195	2.2	51.0	141,040	318,748	266,577	602,459	175,476	77,645
令和元	51,933,484	49,842,119	24,809,200	0.2	47.8	142,014	316,731	285,309	636,318	174,695	78,329
2	71,718,186	68,964,131	24,544,479	△ 1.1	34.2	141,699	312,156	398,139	877,083	173,216	78,629
3	59,079,147	55,772,024	23,860,614	△ 2.8	40.4	138,929	302,942	324,734	708,099	171,747	78,763
4	59,728,971	56,876,152	24,443,482	2.4	40.9	142,913	307,686	332,537	715,937	171,037	79,443
5	59,656,388	56,939,530	24,598,172	0.6	41.2	144,755	307,343	335,076	711,433	169,930	80,035

備考：人口・世帯数は年度末（3月31日）現在の住民基本台帳によります。

一般会計歳入歳出決算の推移

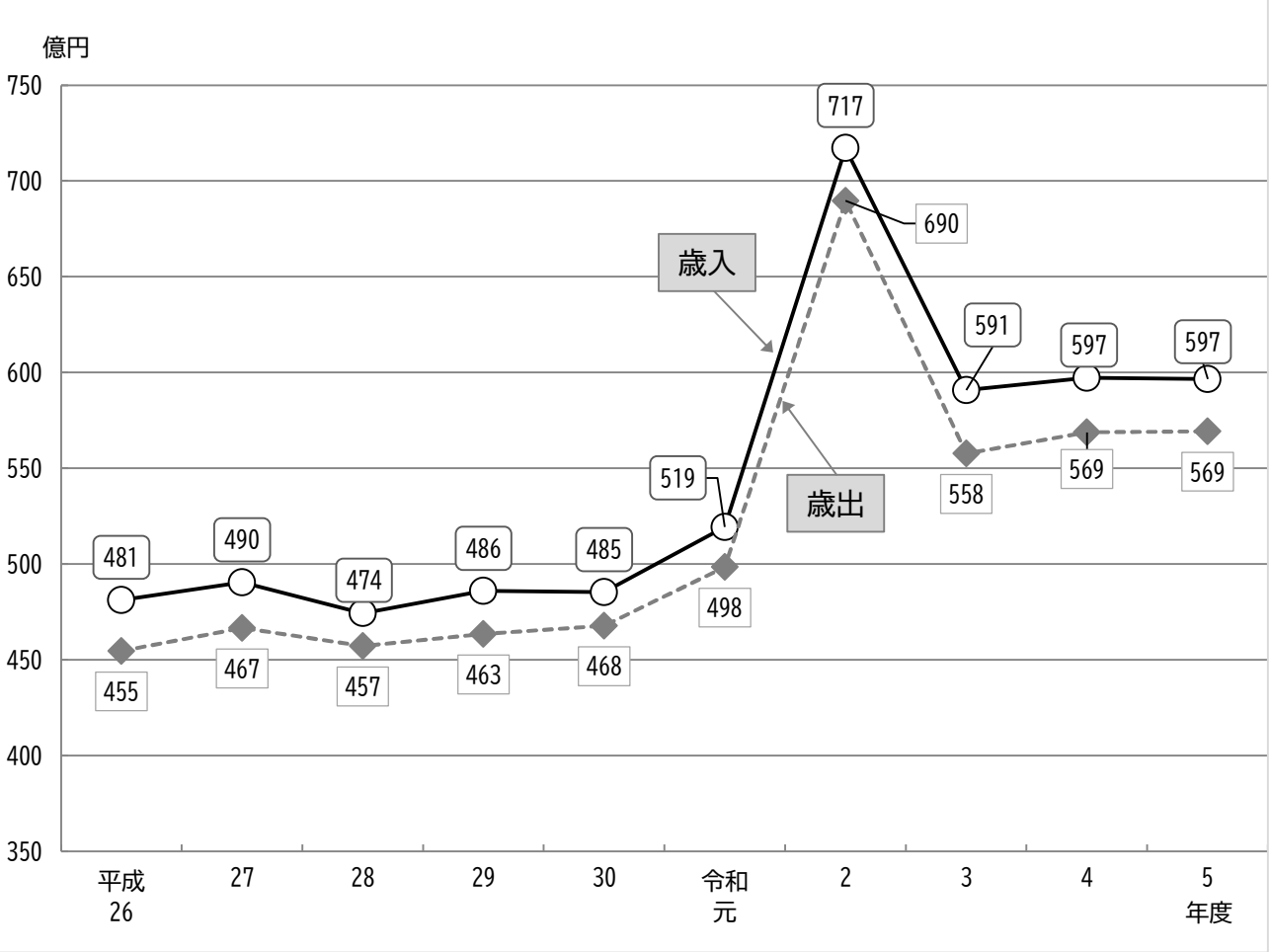

１－４．一般会計当初予算

（１）歳入歳出予算

（単位：千円）

歳入						
款	令和６年度 当初予算額	構成比	令和５年度 当初予算額	構成比	比較増減	対前年度 増減率
市税	24,663,180	44.6 %	24,521,416	47.3 %	141,764	0.6 %
地方譲与税	442,858	0.8 %	457,180	0.9 %	△ 14,322	△ 3.1 %
利子割交付金	12,000	0.0 %	11,000	0.0 %	1,000	9.1 %
配当割交付金	177,000	0.3 %	180,000	0.3 %	△ 3,000	△ 1.7 %
株式等譲渡所得割交付金	148,000	0.3 %	153,000	0.3 %	△ 5,000	△ 3.3 %
法人事業税交付金	297,000	0.5 %	280,000	0.5 %	17,000	6.1 %
地方消費税交付金	4,282,000	7.8 %	4,239,000	8.2 %	43,000	1.0 %
ゴルフ場利用税交付金	35,000	0.1 %	36,000	0.1 %	△ 1,000	△ 2.8 %
自動車取得税交付金	10	0.0 %	10	0.0 %	0	0.0 %
環境性能割交付金	72,000	0.1 %	71,000	0.1 %	1,000	1.4 %
地方特例交付金	380,000	0.7 %	164,000	0.3 %	216,000	131.7 %
地方交付税	4,322,000	7.8 %	3,450,000	6.7 %	872,000	25.3 %
交通安全対策特別交付金	17,180	0.0 %	19,216	0.0 %	△ 2,036	△ 10.6 %
分担金及び負担金	429,130	0.8 %	431,225	0.8 %	△ 2,095	△ 0.5 %
使用料及び手数料	526,977	1.0 %	519,184	1.0 %	7,793	1.5 %
国庫支出金	8,940,478	16.2 %	9,371,370	18.1 %	△ 430,892	△ 4.6 %
県支出金	4,513,168	8.2 %	4,348,181	8.4 %	164,987	3.8 %
財産収入	134,234	0.2 %	103,972	0.2 %	30,262	29.1 %
寄附金	75,050	0.1 %	70,050	0.1 %	5,000	7.1 %
繰入金	3,576,667	6.5 %	1,663,275	3.2 %	1,913,392	115.0 %
繰越金	10	0.0 %	10	0.0 %	0	0.0 %
諸収入	644,258	1.2 %	621,811	1.2 %	22,447	3.6 %
市債	1,554,800	2.8 %	1,119,100	2.2 %	435,700	38.9 %
歳入合計	55,243,000	100.0 %	51,830,000	100.0 %	3,413,000	6.6 %

※端数処理の都合上、各項目の合計と「歳入合計」欄の値が一致しない場合があります。

（単位：千円）

歳出						
款	令和６年度 当初予算額	構成比	令和５年度 当初予算額	構成比	比較増減	対前年度 増 減 率
議　会　費	393,977	0.7 %	395,064	0.8 %	△ 1,087	△ 0.3 %
総　務　費	6,028,008	10.9 %	5,559,636	10.7 %	468,372	8.4 %
民　生　費	24,109,875	43.6 %	23,476,244	45.3 %	633,631	2.7 %
衛　生　費	5,144,216	9.3 %	5,462,485	10.5 %	△ 318,269	△ 5.8 %
農林水産業費	711,303	1.3 %	593,272	1.1 %	118,031	19.9 %
商　工　費	587,285	1.1 %	619,489	1.2 %	△ 32,204	△ 5.2 %
土　木　費	5,227,953	9.5 %	3,604,977	7.0 %	1,622,976	45.0 %
消　防　費	3,094,611	5.6 %	2,901,883	5.6 %	192,728	6.6 %
教　育　費	6,497,687	11.8 %	6,000,271	11.6 %	497,416	8.3 %
災害復旧費	50	0.0 %	4,950	0.0 %	△ 4,900	△ 99.0 %
公　債　費	3,348,035	6.1 %	3,111,729	6.0 %	236,306	7.6 %
予　備　費	100,000	0.2 %	100,000	0.2 %	0	0.0 %
歳出合計	55,243,000	100.0 %	51,830,000	100.0 %	3,413,000	6.6 %

※端数処理の都合上、各項目の合計と「歳出合計」欄の値が一致しない場合があります。

（２）市税の構成

佐倉市の令和６年度の一般会計の当初予算（歳入）における市税の構成比は、次の図のとおりです。

市税収入額 24,663,180 千円は、市民一人当たり 145,137 円になります。一方、一般会計歳出予算総額 55,243,000 千円は、市民一人当たり 325,093 円となります。

（注）人口は、令和6年3月31日現在（2ページ参照）のものです。

（３）市税10,000円あたりの使われ方

市民のみなさんに納めていただく市税が、どのような仕事にどれだけ使われるかをみてみますと次のようになります。

議　会　費（	71 円）	… 市議会の運営のために
総　務　費（	1,091 円）	… 市政のＰＲや徴税・戸籍・統計・選挙等のために
民　生　費（	4,365 円）	… 障害者・高齢者・児童・生活保護など福祉のために
衛　生　費（	931 円）	… きれいな街にすることや健康を守るために
農林水産業費（	129 円）	… 農林・漁業の振興のために
商　工　費（	106 円）	… 商工業振興・雇用対策・観光振興のために
土　木　費（	947 円）	… 道路・公園の整備や都市計画のために
消　防　費（	560 円）	… 火災・災害から市民の命及び財産等を守るために
教　育　費（	1,176 円）	… 教育・文化の向上のために
公　債　費（	606 円）	… 市の借入金の返済のために
そ　の　他（	18 円）	… 災害復旧費、予備費

※上記の金額は、令和６年度一般会計当初予算の割合によって求めました。

一般会計当初予算の市税の構成＜令和６年度＞

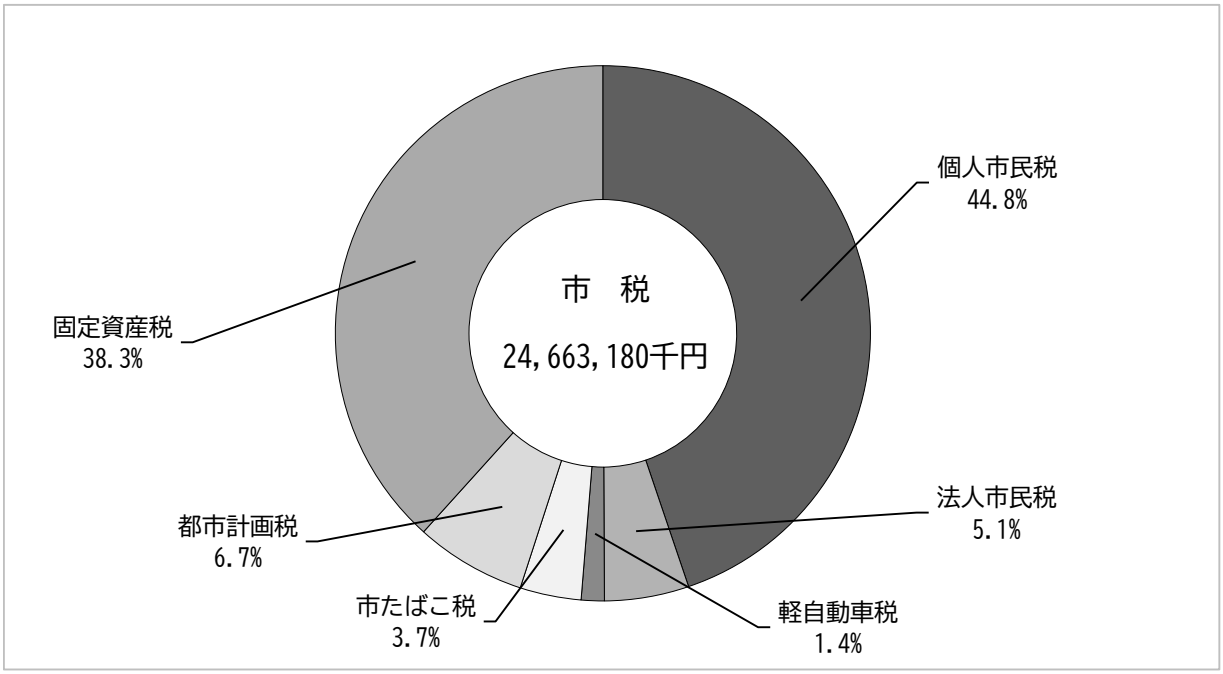

１－５．一般会計決算

（１）歳入歳出決算

（単位：千円）

歳入						
款	令和５年度 決算額	構成比	令和４年度 決算額	構成比	比較増減	対前年度 増減率
市税	24,598,172	41.2 %	24,433,482	40.9 %	164,690	0.7 %
地方譲与税	437,622	0.7 %	434,222	0.7 %	3,400	0.8 %
利子割交付金	13,704	0.0 %	17,198	0.0 %	△ 3,494	△ 20.3 %
配当割交付金	193,852	0.3 %	173,251	0.3 %	20,601	11.9 %
株式等譲渡所得割交付金	231,386	0.4 %	137,874	0.2 %	93,512	67.8 %
法人事業税交付金	292,635	0.5 %	279,853	0.5 %	12,782	4.6 %
地方消費税交付金	3,940,355	6.6 %	3,959,066	6.6 %	△ 18,711	△ 0.5 %
ゴルフ場利用税交付金	35,082	0.1 %	36,832	0.1 %	△ 1,750	△ 4.8 %
自動車取得税交付金	5,063	0.0 %	1,457	0.0 %	3,606	247.5 %
環境性能割交付金	72,062	0.1 %	65,778	0.1 %	6,284	9.6 %
地方特例交付金	156,494	0.3 %	167,129	0.3 %	△ 10,635	△ 6.4 %
地方交付税	4,598,318	7.7 %	3,757,872	6.3 %	840,446	22.4 %
交通安全対策特別交付金	15,703	0.0 %	17,180	0.0 %	△ 1,477	△ 8.6 %
分担金及び負担金	407,361	0.7 %	409,675	0.7 %	△ 2,314	△ 0.6 %
使用料及び手数料	535,942	0.9 %	510,072	0.9 %	25,870	5.1 %
国庫支出金	12,199,934	20.4 %	12,644,459	21.2 %	△ 444,525	△ 3.5 %
県支出金	4,311,998	7.2 %	4,052,253	6.8 %	259,745	6.4 %
財産収入	112,086	0.2 %	114,657	0.2 %	△ 2,571	△ 2.2 %
寄附金	155,514	0.3 %	55,378	0.1 %	100,136	180.8 %
繰入金	2,186,875	3.7 %	1,866,099	3.1 %	320,776	17.2 %
繰越金	2,852,819	4.8 %	3,307,123	5.5 %	△ 454,304	△ 13.7 %
諸収入	695,278	1.2 %	750,216	1.3 %	△ 54,938	△ 7.3 %
市債	1,608,133	2.7 %	2,537,845	4.2 %	△ 929,712	△ 36.6 %
歳入合計	59,656,388	100.0 %	59,728,971	100.0 %	△ 72,583	△ 0.1 %

※端数処理の都合上、各項目の合計と「歳入合計」欄の値が一致しない場合があります。

（単位：千円）

歳　　出						
款	令和５年度 決　算　額	構成比	令和４年度 決　算　額	構成比	比較増減	対前年度 増 減 率
議　会　費	383,519	0.7 %	404,860	0.7 %	△ 21,341	△ 5.3 %
総　務　費	8,242,870	14.5 %	8,399,598	14.8 %	△ 156,728	△ 1.9 %
民　生　費	25,684,827	45.1 %	23,818,855	41.9 %	1,865,972	7.8 %
衛　生　費	4,908,064	8.6 %	5,521,962	9.7 %	△ 613,898	△ 11.1 %
農林水産業費	665,856	1.2 %	661,159	1.2 %	4,697	0.7 %
商　工　費	811,687	1.4 %	801,976	1.4 %	9,711	1.2 %
土　木　費	3,535,596	6.2 %	3,592,751	6.3 %	△ 57,155	△ 1.6 %
消　防　費	2,894,182	5.1 %	2,837,322	5.0 %	56,860	2.0 %
教　育　費	6,578,872	11.5 %	7,506,512	13.2 %	△ 927,640	△ 12.4 %
災害復旧費	33,219	0.1 %	250,860	0.4 %	△ 217,641	△ 86.8 %
公　債　費	3,200,838	5.6 %	3,080,297	5.4 %	120,541	3.9 %
歳出合計	56,939,530	100.0 %	56,876,152	100.0 %	63,378	0.1 %

※端数処理の都合上、各項目の合計と「歳出合計」欄の値が一致しない場合があります。

一般会計歳入・歳出決算の構成＜令和５年度＞

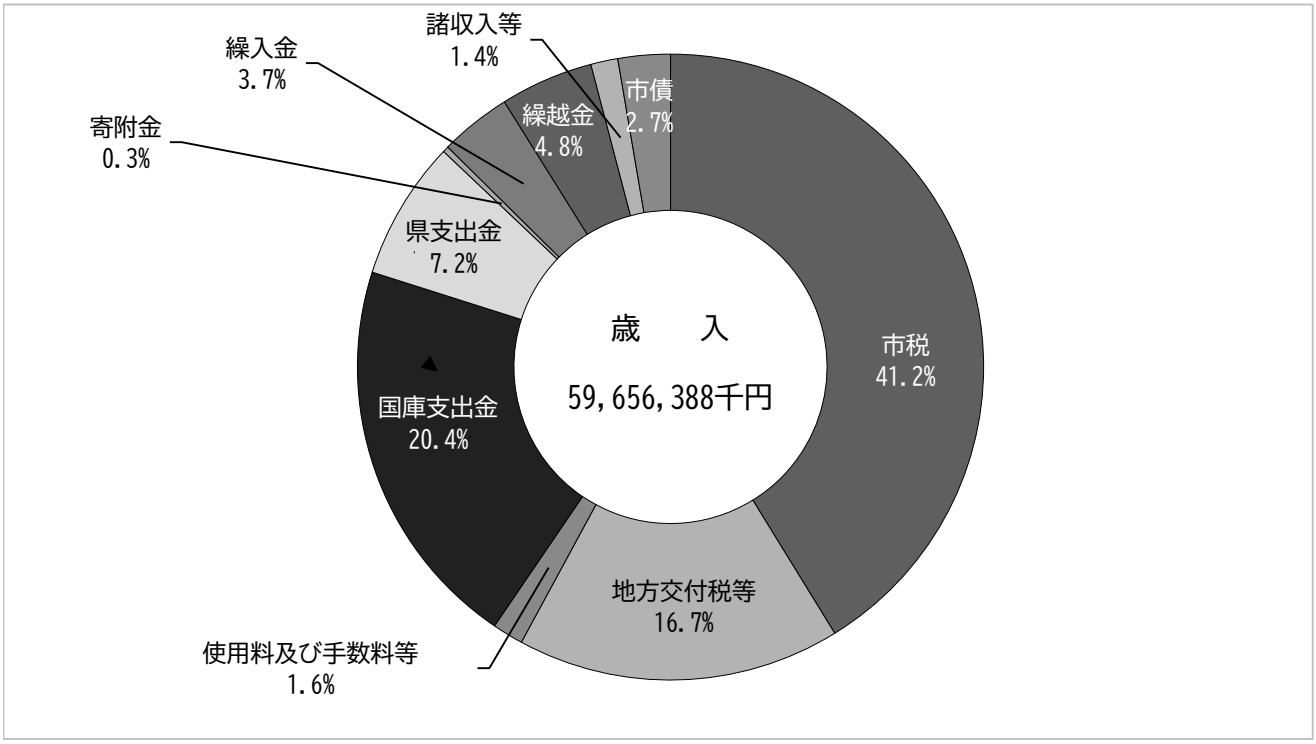

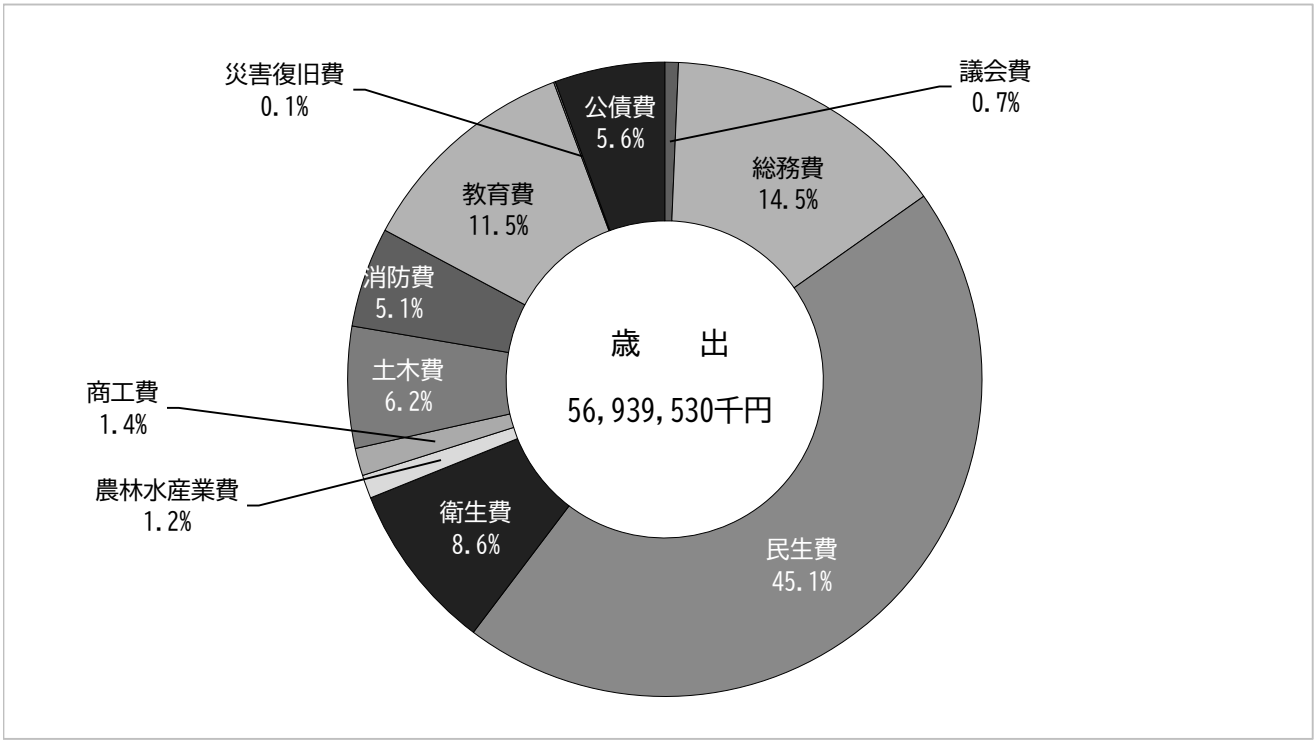

※端数処理の都合上、各項目の合計が100%とならない場合があります。
※「歳入」のグラフ中、「地方交付税等」とは、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、地方交付税及び交通安全対策特別交付金の合計額が歳入に占める割合を、「使用料及び手数料等」とは、分担金及び負担金並びに使用料及び手数料の合計額が歳入に占める割合を、「諸収入等」とは、財産収入及び諸収入の合計額が歳入に占める割合をいいます。

１－６．税目別決算額の推移

（その１）

（単位：千円、％）

区分	平成30年度 調定額	平成30年度 収入額 決算額	平成30年度 収入額 増減率	平成30年度 収入率	令和元年度 調定額	令和元年度 収入額 決算額	令和元年度 収入額 増減率	令和元年度 収入率	令和２年度 調定額	令和２年度 収入額 決算額	令和２年度 収入額 増減率	令和２年度 収入率
普通税	24,516,352	23,113,389	2.2	94.28	24,504,989	23,188,320	0.3	94.63	24,124,345	22,911,651	△ 1.2	94.97
市民税	13,398,232	12,674,284	1.3	94.60	13,371,118	12,699,565	0.2	94.98	12,995,194	12,374,920	△ 2.6	95.23
個人市民税	11,974,970	11,272,314	0.2	94.13	11,917,765	11,264,530	△ 0.1	94.52	11,830,620	11,240,233	△ 0.2	95.01
現年課税分	11,288,203	11,120,838	0.3	98.52	11,275,625	11,117,378	△ 0.0	98.60	11,235,855	11,092,464	△ 0.2	98.72
普通徴収	2,894,341	2,733,725	0.1	94.45	2,887,751	2,741,926	0.3	94.95	2,867,137	2,732,793	△ 0.3	95.31
特別徴収	8,265,751	8,259,003	0.5	99.92	8,240,386	8,227,964	△ 0.4	99.85	8,235,459	8,226,411	△ 0.0	99.89
退職分	128,111	128,111	△ 7.2	100.00	147,488	147,488	15.1	100.00	133,259	133,259	△ 9.6	100.00
滞納繰越分	686,767	151,475	△ 4.5	22.06	642,141	147,152	△ 2.9	22.92	594,764	147,769	0.4	24.84
法人市民税	1,423,262	1,401,970	10.4	98.50	1,453,353	1,435,035	2.4	98.74	1,164,574	1,134,688	△ 20.9	97.43
現年課税分	1,400,977	1,399,294	10.5	99.88	1,433,951	1,432,680	2.4	99.91	1,148,384	1,130,924	△ 21.1	98.48
滞納繰越分	22,285	2,676	△ 28.8	12.01	19,402	2,355	△ 12.0	12.14	16,190	3,764	59.8	23.25
固定資産税	9,992,070	9,347,562	3.7	93.55	9,985,384	9,376,088	0.3	93.90	9,954,019	9,397,785	0.2	94.41
固定資産税	9,974,406	9,329,898	3.7	93.54	9,968,073	9,358,777	0.3	93.89	9,936,489	9,380,254	0.2	94.40
現年課税分	9,336,135	9,184,125	3.8	98.37	9,348,692	9,216,167	0.3	98.58	9,359,036	9,246,957	0.3	98.80
滞納繰越分	638,270	145,773	2.7	22.84	619,381	142,610	△ 2.2	23.02	577,453	133,297	△ 6.5	23.08
国有資産等所在市町村交付金	17,664	17,664	2.8	100.00	17,311	17,311	△ 2.0	100.00	17,531	17,531	1.3	100.00
軽自動車税	290,374	255,868	6.0	88.12	305,720	269,900	5.5	88.28	325,436	289,250	7.2	88.88
軽自動車税	290,374	255,868	6.0	88.12	303,372	267,551	4.6	88.19	316,562	280,376	4.8	88.57
現年課税分	260,088	250,600	5.7	96.35	271,209	262,377	4.7	96.74	283,368	275,135	4.9	97.09
滞納繰越分	30,286	5,268	19.3	17.39	32,163	5,175	△ 1.8	16.09	33,193	5,240	1.3	15.79
環境性能割					2,349	2,349	皆増	100.00	8,875	8,875	277.9	100.00
市たばこ税	835,676	835,676	△ 1.5	100.00	842,767	842,767	0.8	100.00	849,696	849,696	0.8	100.00
特別土地保有税	0	0			0	0			0	0		
現年課税分												
滞納繰越分	0	0			0	0			0	0		
目的税	1,751,327	1,635,806	1.9	93.40	1,729,107	1,620,880	△ 0.9	93.74	1,730,964	1,632,827	0.7	94.33
都市計画税	1,751,327	1,635,806	1.9	93.40	1,729,107	1,620,880	△ 0.9	93.74	1,730,964	1,632,827	0.7	94.33
現年課税分	1,636,138	1,609,498	1.9	98.37	1,618,310	1,595,370	△ 0.9	98.58	1,628,727	1,609,227	0.9	98.80
滞納繰越分	115,189	26,308	1.9	22.84	110,796	25,510	△ 3.0	23.02	102,237	23,600	△ 7.5	23.08
入湯税	0	0			0	0			0	0		
現年課税分	0	0			0	0			0	0		
滞納繰越分												
合計	26,267,679	24,749,195	2.2	94.22	26,234,096	24,809,200	0.2	94.57	25,855,309	24,544,479	△ 1.1	94.93
現年課税分	24,774,881	24,417,696	2.2	98.56	24,810,214	24,486,398	0.3	98.69	24,531,471	24,230,809	△ 1.0	98.77
滞納繰越分	1,492,798	331,499	△ 0.9	22.21	1,423,882	322,802	△ 2.6	22.67	1,323,838	313,670	△ 2.8	23.69

※端数処理の都合上、各項目の合計と「合計」欄等の値が一致しない場合があります。

（その２）

（単位：千円、％）

区分	令和３年度 調定額	令和３年度 収入額 決算額	令和３年度 収入額 増減率	令和３年度 収入率	令和４年度 調定額	令和４年度 収入額 決算額	令和４年度 収入額 増減率	令和４年度 収入率	令和５年度 調定額	令和５年度 収入額 決算額	令和５年度 収入額 増減率	令和５年度 収入率
普通税	23,336,966	22,264,057	△ 2.8	95.40	23,787,281	22,804,430	2.4	95.87	23,864,638	22,955,406	0.7	96.19
市民税	12,441,201	11,911,294	△ 3.7	95.74	12,574,580	12,094,305	1.5	96.18	12,651,014	12,221,853	1.1	96.61
個人市民税	11,413,095	10,908,759	△ 2.9	95.58	11,435,030	10,980,492	0.7	96.03	11,381,194	10,973,357	△ 0.1	96.42
現年課税分	10,871,749	10,756,969	△ 3.0	98.94	10,992,383	10,851,731	0.9	98.72	10,964,344	10,839,653	△ 0.1	98.86
普通徴収	2,824,148	2,712,606	△ 0.7	96.05	3,035,033	2,915,360	7.5	96.06	2,873,463	2,756,017	△ 5.5	95.91
特別徴収	7,910,664	7,907,425	△ 3.9	99.96	7,840,037	7,819,058	△ 1.1	99.73	7,971,193	7,963,947	1.9	99.91
退職分	136,938	136,938	2.8	100.00	117,313	117,313	△ 14.3	100.00	119,688	119,688	2.0	100.00
滞納繰越分	541,346	151,790	2.7	28.04	442,647	128,761	△ 15.2	29.09	416,850	133,705	3.8	32.08
法人市民税	1,028,106	1,002,535	△ 11.6	97.51	1,139,550	1,113,813	11.1	97.74	1,269,820	1,248,495	12.1	98.32
現年課税分	999,675	994,649	△ 12.0	99.50	1,116,353	1,111,518	11.7	99.57	1,246,658	1,245,243	12.0	99.89
滞納繰越分	28,431	7,886	109.5	27.74	23,197	2,295	△ 70.9	9.89	23,162	3,252	41.7	14.04
固定資産税	9,654,691	9,148,628	△ 2.7	94.76	9,908,437	9,442,571	3.2	95.30	9,900,233	9,455,199	0.1	95.50
固定資産税	9,637,194	9,131,130	△ 2.7	94.75	9,891,544	9,425,678	3.2	95.29	9,883,361	9,438,327	0.1	95.50
現年課税分	9,107,556	9,005,559	△ 2.6	98.88	9,409,144	9,306,744	3.3	98.91	9,431,846	9,336,201	0.3	98.99
滞納繰越分	529,637	125,571	△ 5.8	23.71	482,400	118,934	△ 5.3	24.65	451,515	102,126	△ 14.1	22.62
国有資産等所在市町村交付金	17,498	17,498	△ 0.2	100.00	16,893	16,893	△ 3.5	100.00	16,872	16,872	△ 0.1	100.00
軽自動車税	337,028	300,091	3.7	89.04	358,472	321,763	7.2	89.76	368,806	333,770	3.7	90.50
軽自動車税	327,865	290,928	3.8	88.73	341,623	304,913	4.8	89.25	352,475	317,438	4.1	90.06
現年課税分	294,373	286,059	4.0	97.18	308,497	300,217	4.9	97.32	319,619	312,358	4.0	97.73
滞納繰越分	33,492	4,868	△ 7.1	14.54	33,126	4,697	△ 3.5	14.18	32,856	5,081	8.2	15.46
環境性能割	9,163	9,163	3.3	100.00	16,849	16,849	83.9	100.00	16,331	16,331	△ 3.1	100.00
市たばこ税	904,045	904,045	6.4	100.00	945,792	945,792	4.6	100.00	944,585	944,585	△ 0.1	100.00
特別土地保有税	0	0			0	0			0	0		
現年課税分												
滞納繰越分	0	0			0	0			0	0		
目的税	1,685,440	1,596,557	△ 2.2	94.73	1,710,372	1,629,052	2.0	95.25	1,720,273	1,642,765	0.8	95.49
都市計画税	1,685,440	1,596,557	△ 2.2	94.73	1,710,372	1,629,052	2.0	95.25	1,720,273	1,642,765	0.8	95.49
現年課税分	1,592,303	1,574,470	△ 2.2	98.88	1,625,928	1,608,233	2.1	98.91	1,641,623	1,624,976	1.0	98.99
滞納繰越分	93,137	22,087	△ 6.4	23.71	84,445	20,820	△ 5.7	24.65	78,650	17,789	△ 14.6	22.62
入湯税	0	0			0	0			0	0		
現年課税分	0	0			0	0			0	0		
滞納繰越分												
合計	25,022,406	23,860,614	△ 2.8	95.36	25,497,654	24,433,482	2.4	95.83	25,584,911	24,598,172	0.7	96.14
現年課税分	23,796,362	23,548,412	△ 2.8	98.96	24,431,838	24,157,976	2.6	98.88	24,581,879	24,336,218	0.7	99.00
滞納繰越分	1,226,044	312,202	△ 0.5	25.46	1,065,816	275,506	△ 11.8	25.85	1,003,032	261,953	△ 4.9	26.12

※端数処理の都合上、各項目の合計と「合計」欄等の値が一致しない場合があります。

市税決算額の推移

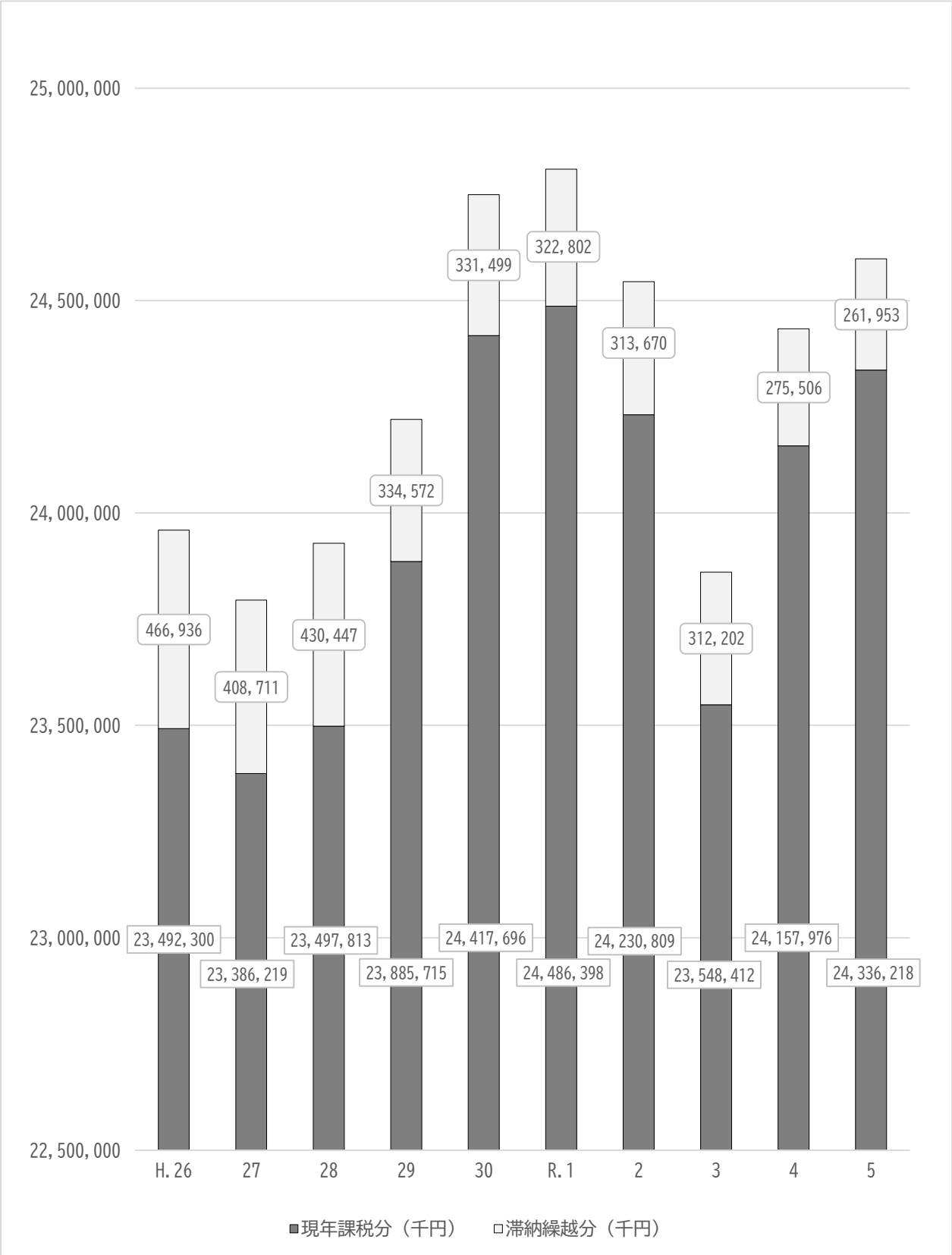
25,000,000
24,500,000
24,000,000
23,500,000
23,000,000
22,500,000
466,936
23,492,300
408,711
23,386,219
430,447
23,497,813
334,572
23,885,715
331,499
24,417,696
322,802
24,486,398
313,670
24,230,809
312,202
23,548,412
275,506
24,157,976
261,953
24,336,218
H.26
27
28
29
30
R.1
2
3
4
5
現年課税分（千円）
滞納繰越分（千円）

１－７．佐倉市行政組織図　（令和６年４月１日）

【市長事務部局】

- 市　長
  - 副市長
    - 企画政策部
      - 秘書課
      - 企画政策課
        - 企業誘致・公民連携推進室
      - 広報課
    - 総務部
      - 行政管理課
        - リスクマネジメント推進室
      - 人事課
      - 情報システム課
        - デジタルトランスフォーメーション推進室
    - 財政部
      - 財政課
      - 市民税課
      - 資産税課
      - 債権管理課
      - 契約検査課
    - 市民部
      - 市民課
        - 志津出張所　臼井・千代田出張所　根郷出張所
        - ユーカリが丘出張所　和田出張所　弥富派出所
        - 西志津市民サービスセンター　佐倉市民サービスセンター
        - 佐倉市パスポートセンター
      - 健康保険課
      - 自治人権推進課
        - 志津コミュニティセンター　和田ふるさと館
        - ミレニアムセンター佐倉　消費生活センター
        - 千代田・染井野ふれあいセンター　市民公益活動サポートセンター
    - 福祉部
      - 社会福祉課
      - 高齢者福祉課
      - 介護保険課
      - 障害福祉課
    - こども支援部
      - こども政策課
      - こども保育課
        - 佐倉保育園　臼井保育園　志津保育園
        - 根郷保育園　北志津保育園　馬渡保育園
        - 子育て交流センター
      - こども家庭課
    - 健康推進部
      - 健康推進課
      - 母子保健課
        - 西部保健センター　南部保健センター
    - 経済環境部
      - 農政課
        - 草ぶえの丘　農村婦人の家
      - 商工振興課
      - 生活環境課
        - 気候変動対策室
      - 廃棄物対策課
    - 魅力推進部
      - 佐倉の魅力推進課
      - 文化課
        - 市民音楽ホール　美術館
      - 生涯スポーツ課
    - 土木部
      - 土木管理課
      - 道路維持課
      - 道路建設課
      - 治水課
    - 都市部
      - 都市計画課
      - 公園緑地課
      - 建築指導課
      - 住宅課
      - 市街地整備課
    - 危機管理部
      - 危機管理課
    - 資産経営部
      - 資産経営課
      - 施設保全課
  - 会計管理者
    - 会計課

【公営企業】

上下水道事業管理者 ── 上下水道部
- 経営企画課
- 水道課
- 下水道課

【議会】

事務局

【監査委員】

事務局

【選挙管理委員会】

事務局

【農業委員会】

事務局

【教育委員会】

教育長 ── 教育部
- 教育総務課
- 学務課
- 指導課
- 社会教育課

- 教育センター
- 中央公民館　和田公民館　弥富公民館
  根郷公民館　志津公民館　臼井公民館
- 佐倉図書館　志津図書館　佐倉南図書館
- 佐倉幼稚園
- 佐倉小学校　内郷小学校　臼井小学校　印南小学校
  千代田小学校　上志津小学校　志津小学校　下志津小学校
  南志津小学校　根郷小学校　和田小学校　弥富小学校
  井野小学校　佐倉東小学校　西志津小学校　小竹小学校
  間野台小学校　王子台小学校　青菅小学校　寺崎小学校
  山王小学校　染井野小学校　白銀小学校
- 佐倉中学校　志津中学校　上志津中学校　南部中学校
  臼井中学校　井野中学校　佐倉東中学校　臼井西中学校
  西志津中学校　臼井南中学校　根郷中学校

【固定資産評価審査委員会】

１－８．税務機構等

（１）税務機構

【財 政 部】　部長　１ 名　（令和6年4月1日現在）

市 民 税 課 （18名）	税　制　班	（１）税務の総合調整に関すること （２）軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の賦課調定に関すること （３）原動機付自転車及び小型特殊自動車標識の交付に関すること （４）市県民税に係る証明等及び軽自動車税の納税証明に関すること （５）税制に関すること （６）税務統計に関すること （７）法人市民税の賦課調定に関すること （８）固定資産評価審査委員会に関すること
	市 民 税 班	（１）市県民税普通徴収の賦課調定に関すること （２）市県民税特別徴収の賦課調定に関すること
資 産 税 課 （20名）	資産課税班	（１）固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課調定及び統計に関すること （２）家屋課税台帳及び家屋課税補充台帳並びに名寄帳に関すること （３）土地課税台帳及び土地課税補充台帳並びに名寄帳に関すること （４）償却資産に関すること （５）国有資産等所在市町村交付金に関すること （６）土地及び家屋の異動処理に関すること （７）公簿の閲覧及び固定資産税に係る証明等に関すること
	土　地　班	（１）土地の調査及び評価に関すること
	家　屋　班	（１）家屋の調査及び評価に関すること
債権管理課 （22名）	滞 納 整 理 指 導 担 当	（１）特定の未収債権の徴収に関すること （２）特定の未収債権の滞納処分に関すること （３）未収債権の徴取及び滞納処分に係る支援、助言等に関すること
	管　理　班	（１）税の収納管理に関すること （２）税の過誤納金の取扱いに関すること （３）納税奨励に関すること （４）納税口座振替に関すること （５）納税証明に関すること
	滞納処分班	（１）納税督促に関すること （２）特定の未収債権の滞納処分に関すること （３）市債権の適正管理、徴収に係る調査研究及び総合的な調整に関すること
	徴　収　班	（１）特定の未収債権の徴収に関すること （２）特定の未収債権の滞納処分に関すること （３）納付（納入）委託及び受託に関すること
	特 別 滞 納 整 理 担 当	（１）特定の未収債権の徴収に関すること （２）特定の未収債権の滞納処分に関すること （３）納付（納入）委託及び受託に関すること

（２）税務機構の変遷

（その１）

年月	税務機構名		
	部名	課（室）名	係（班）名
昭35.4	－	税務課	管理係・賦課係・徴収係・固定資産評価係
昭37.4	－	税務課	管理係・賦課係・徴収係
		固定資産評価室	評価係
昭46.4	総務部	課税課	市民税係・資産税係・諸税係
		収税課	管理係・収税係
昭48.4	企画財政部	税務課	管理係・市民税係・収納係・資産税第一係・資産税第二係
昭49.4	〃	〃	諸税係・市民税係・収納係・土地係・家屋係
昭50.1	財政部	〃	〃
昭51.4	企画財政部	〃	〃
昭55.4	市民部	〃	〃
昭58.4	〃	市民税課	諸税係・市民税係・管理係・収納係
		資産税課	庶務係・土地係・家屋係
昭62.4	〃	市民税課	諸税係・市民税係・整備係・収納係
		資産税課	庶務係・土地係・家屋係
平4.4	財政部	市民税課	諸税係・市民税係・整備係・収納係
		資産税課	庶務係・土地係・家屋係
平6.4	〃	市民税課	管理係・市民税係
		資産税課	管理係・土地係・家屋係
		収税課	管理係・徴収第一係・徴収第二係
平9.4	〃	市民税課	税制係・市民税係
		資産税課	管理係・課税係・土地評価係・家屋評価係
		収税課	管理係・徴収第一係・徴収第二係
平12.4	〃	市民税課	税制係・市民税係
		資産税課	課税係・土地評価係・家屋評価係
		収税課	管理係・徴収第一係・徴収第二係
平13.4	〃	市民税課	税制係・市民税係
		資産税課	課税係・土地評価係・家屋評価係
		収税課	管理係・徴収担当
平14.4	〃	市民税課	税制班・諸税班・市民税班
		資産税課	課税班・土地評価班・家屋評価班
		収税課	管理班・調査班・第１収税班・第２収税班・特別徴収担当
平15.7	税務部	市民税課	税制班・諸税班・市民税班
		資産税課	課税班・土地評価班・家屋評価班
		収税課	管理班・調査班・第１収税班・第２収税班・特別徴収担当
平16.9	〃	市民税課	諸税班・市民税班
		資産税課	課税班・土地評価班・家屋評価班
		収税課	管理班・調査班・第１収税班・第２収税班・特別徴収担当
平17.4	〃	市民税課	諸税班・市民税班
		資産税課	課税班・土地評価班・家屋評価班・償却資産担当
		収税課	収税班・管理班・滞納処分班・特別徴収担当

（その２）

年月	税務機構名		
	部名	課名	班名
平18.4	税務部	市民税課	諸税班・市民税班
		資産税課	課税班・土地評価班・家屋評価班・償却資産班
		収税課	困難案件徴収担当・収税班・管理班・滞納処分班
平19.4	〃	市民税課	諸税班・市民税班・庶務担当
		資産税課	課税班・土地評価班・家屋評価班・償却資産班
		収税課	収税班・管理班・滞納処分班
平20.4	〃	市民税課	諸税班・市民税班・渉外担当
		資産税課	課税班・土地評価班・家屋評価班・償却資産担当
		収税課	収税班・管理班・滞納処分班
平21.4	〃	市民税課	諸税班・市民税班
		資産税課	課税班・土地評価班・家屋評価班
		収税課	収税班・管理班・滞納処分班
平22.8	〃	課税課	市民税班・税制班・土地班・家屋班
		収税課	管理班・滞納処分班・収納班
平23.4	〃	課税課	市民税班・税制班・土地班・家屋班・資産課税班
		収税課	管理班・滞納処分班・滞納徴収班
平25.4	〃	課税課	税制班・市民税班・資産課税班・土地班・家屋班
		収税課	滞納整理指導担当・管理班・滞納処分班・滞納徴収班
平26.4	〃	市民税課	税制班・市民税班
		資産税課	資産課税班・土地班・家屋班
		収税課	滞納整理指導担当・管理班・滞納処分班・滞納徴収班
平27.4	〃	市民税課	税制改正担当・税制班・市民税班
		資産税課	資産課税班・土地班・家屋班
		収税課	滞納整理指導担当・管理班・滞納処分班・滞納徴収班
平27.10	〃	市民税課	税制改正担当・税制班・市民税班
		資産税課	資産課税班・土地班・家屋班
		収税課	滞納整理指導担当・管理班・滞納処分班・ 滞納徴収第１班・滞納徴収第２班
平29.4	〃	市民税課	税制班・市民税班
		資産税課	資産課税班・土地班・家屋班
		収税課	滞納整理指導担当・管理班・滞納処分班・ 滞納徴収第１班・滞納徴収第２班
令2.4	財政部	市民税課	税制班・市民税班
		資産税課	資産課税班・土地班・家屋班
		債権管理課	滞納整理指導担当・管理班・徴収１班・徴収２班・ 滞納処分班
令5.4	〃	市民税課	税制班・市民税班
		資産税課	資産課税班・土地班・家屋班
		債権管理課	滞納整理指導担当・管理班・滞納処分班・徴収班・ 特別滞納整理担当

２．市　　民　　税

２－１．　個人市民税調定額及び納税義務者の推移

（単位：千円、人）

区分 ＼ 年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度	
		市民税調定額	納税義務者数	市民税調定額	納税義務者数	市民税調定額	納税義務者数	市民税調定額	納税義務者数	市民税調定額	納税義務者数
普通徴収	均等割のみ	13,126	3,750	13,235	3,781	13,263	3,789	13,469	3,848	21,204	7,068
	所得割のみ										
	均等割＋所得割	2,647,612	29,040	2,638,402	28,913	2,825,803	28,956	2,652,445	28,856	2,575,727	26,015
	計	2,660,738	32,790	2,651,636	32,694	2,839,066	32,745	2,665,914	32,704	2,596,931	33,083
特別徴収	均等割のみ	6,650	1,900	6,906	1,973	6,769	1,934	6,888	1,968	12,717	4,239
	所得割のみ										
	均等割＋所得割	8,352,569	54,599	7,976,830	54,251	7,960,299	54,016	8,126,362	54,247	7,752,669	52,580
	計	8,359,219	56,499	7,983,735	56,224	7,967,068	55,950	8,133,250	56,215	7,765,386	56,819
合計	均等割のみ	19,776	5,650	20,140	5,754	20,032	5,723	20,357	5,816	33,921	11,307
	所得割のみ										
	均等割＋所得割	11,000,181	83,639	10,615,231	83,164	10,786,102	82,972	10,778,807	83,103	10,328,396	78,595
	計	11,019,957	89,289	10,635,371	88,918	10,806,134	88,695	10,799,164	88,919	10,362,317	89,902
特別徴収義務者			17,597		17,565		17,547		17,650		17,794

（注）①市民税調定額は６月末現在　②退職所得に係る分離課税分を除きます。

２－２．個人市民税所得区分別課税額の推移

（単位：千円、％）

年　度 / 所得者区分	令和２年度			令和３年度			令和４年度			令和５年度			令和６年度		
	税　額	構成比	増減率	税　額	構成比	増減率	税　額	構成比	増減率	税　額	構成比	増減率	税　額	構成比	増減率
給与所得者	9,149,366	83.0	0.0	8,715,556	81.9	△ 4.7	8,679,521	80.3	△ 0.4	8,860,755	82.0	2.1	8,444,724	81.5	△ 4.7
営業等所得者	398,355	3.6	△ 3.3	426,356	4.0	7.0	506,865	4.7	18.9	433,826	4.0	△ 14.4	438,245	4.2	1.0
農業所得者	6,517	0.1	△ 33.1	6,915	0.1	6.1	6,881	0.1	△ 0.5	7,707	0.1	12.0	8,591	0.1	11.5
その他の所得者	1,465,719	13.3	△ 1.8	1,486,544	14.0	1.4	1,612,867	14.9	8.5	1,496,876	13.9	△ 7.2	1,470,757	14.2	△ 1.7
計	11,019,957	100.0	△ 0.4	10,635,371	100.0	△ 3.5	10,806,134	100.0	1.6	10,799,164	100.0	△ 0.1	10,362,317	100.0	△ 4.0

（注）①税額は６月末現在　②退職所得に係る分離課税分を除きます。

２－３．個人市民税所得区分別納税義務者の推移

（単位：人、％）

年　度 / 所得者区分	令和２年度			令和３年度			令和４年度			令和５年度			令和６年度		
	納税義務者数	構成比	増減率	納税義務者数	構成比	増減率	納税義務者数	構成比	増減率	納税義務者数	構成比	増減率	納税義務者数	構成比	増減率
給与所得者	65,909	73.8	0.4	65,028	73.1	△ 1.3	64,738	73.0	△ 0.4	65,140	73.3	0.6	65,947	73.4	1.2
営業等所得者	2,768	3.1	△ 3.9	3,048	3.4	10.1	2,996	3.4	△ 1.7	2,843	3.2	△ 5.1	2,867	3.2	0.8
農業所得者	96	0.1	△ 28.4	89	0.1	△ 7.3	78	0.1	△ 12.4	89	0.1	14.1	98	0.1	10.1
その他の所得者	20,516	23.0	△ 0.2	20,753	23.3	1.2	20,883	23.5	0.6	20,847	23.4	△ 0.2	20,990	23.3	0.7
計	89,289	100.0	0.0	88,918	100.0	△ 0.4	88,695	100.0	△ 0.3	88,919	100.0	0.3	89,902	100.0	1.1

（注）　納税義務者数は６月末現在

※端数処理の都合上、構成比合計が100%にならない場合があります。

２－４．市民税(個人・法人市民税）決算額の推移

市民税 決算額の推移

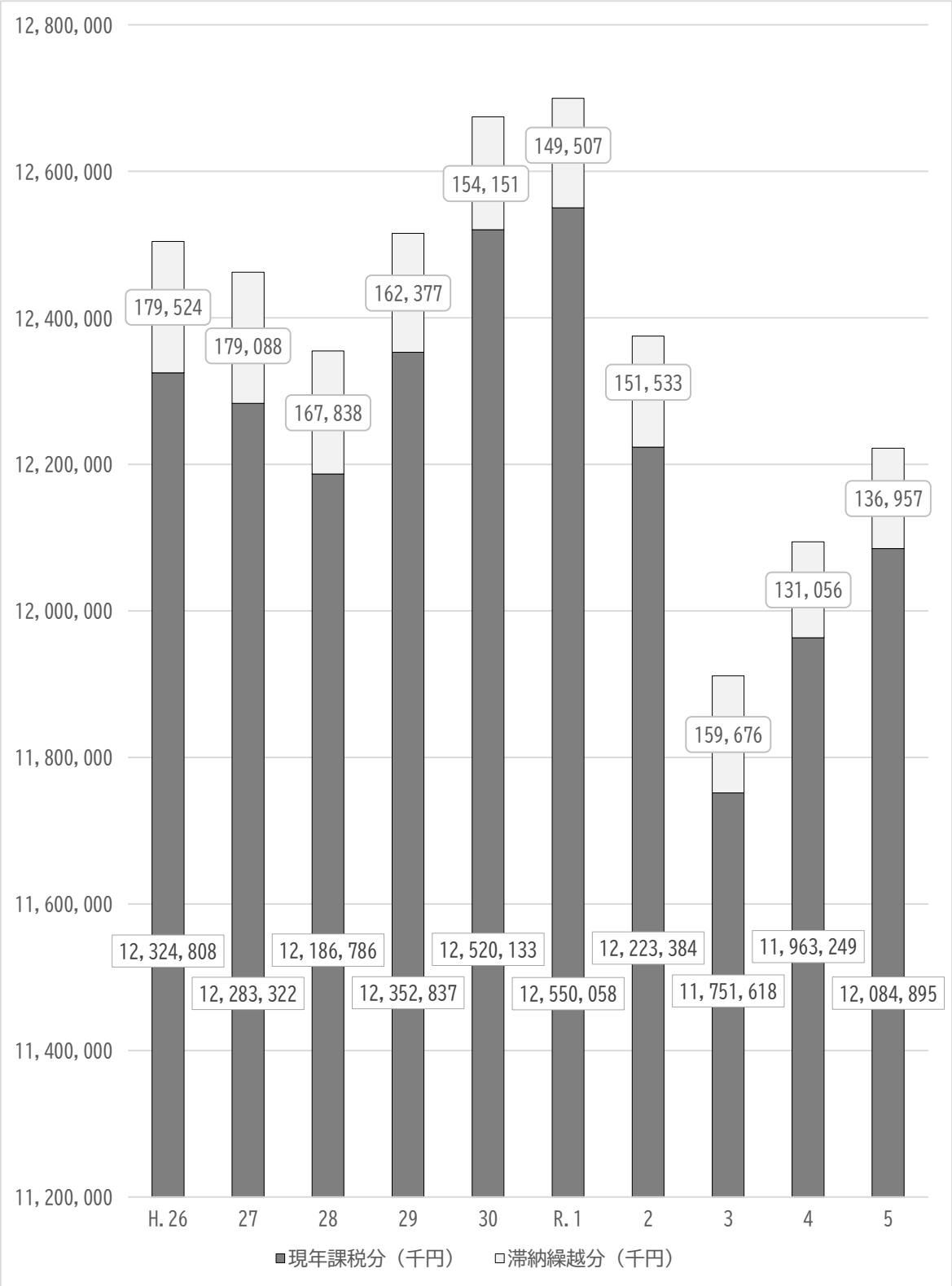

個人市民税 決算額の推移

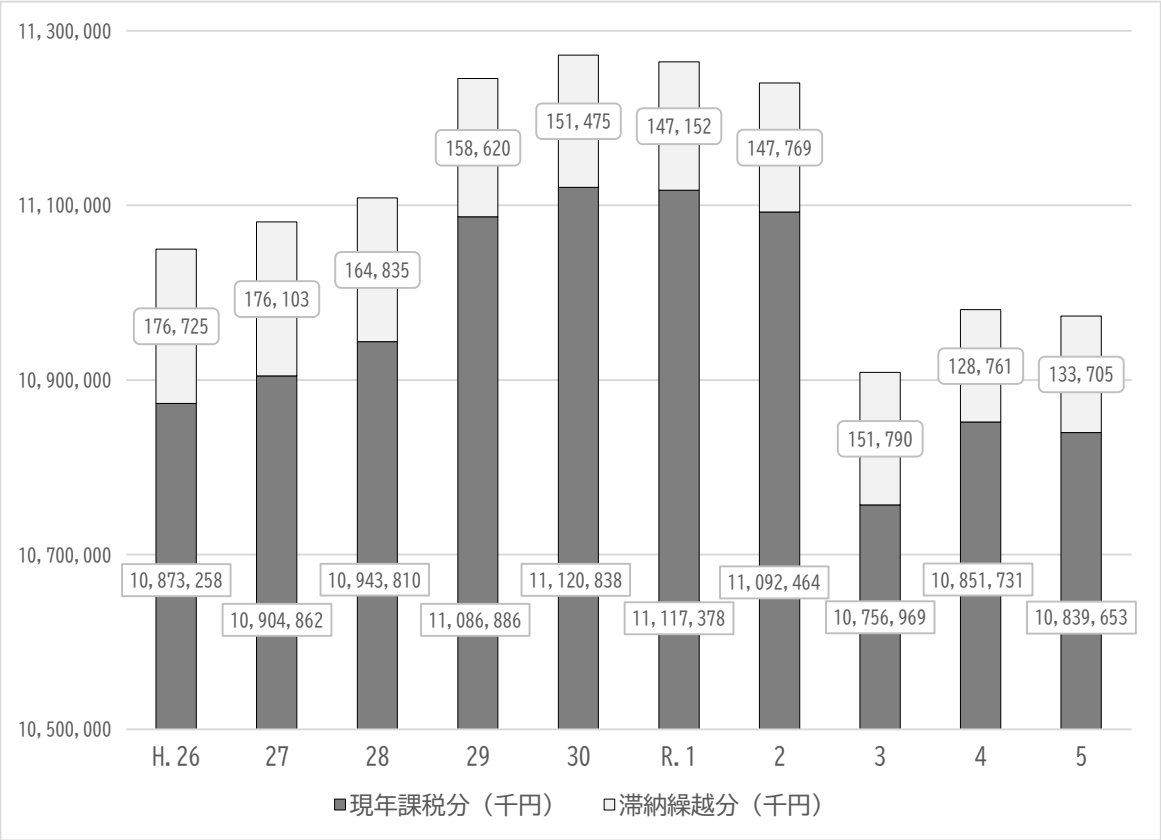

法人市民税 決算額の推移

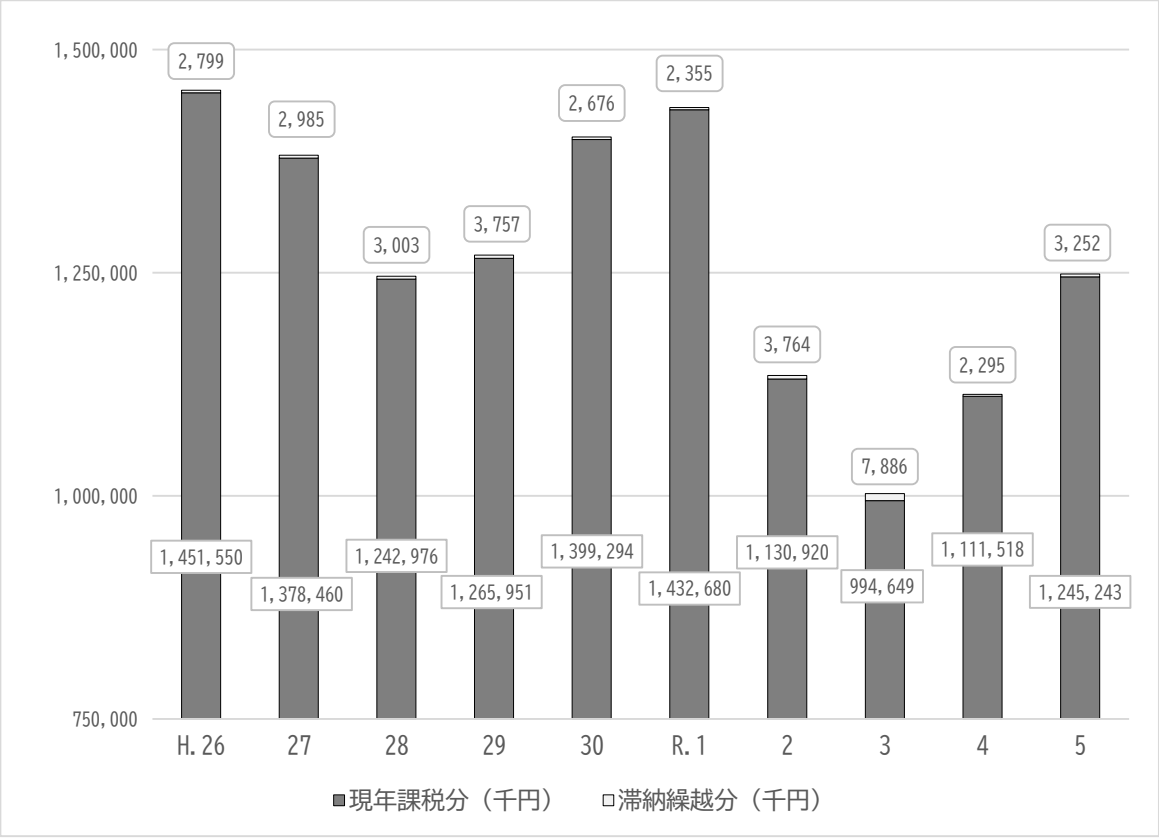

２－５．　令和６年度個人市民税の納税義務者等に関する調べ

（単位：人、千円）

区分 / 所得者区分	均等割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合計	
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	均等割額	所得割額	納税義務者数	市民税額
給与所得者	5,659	16,977	60,288	180,864	8,246,883	65,947	8,444,724
営業等所得者	526	1,578	2,341	7,023	429,644	2,867	438,245
農業所得者	29	87	69	207	8,297	98	8,591
その他の所得者	5,093	15,279	15,897	47,691	1,407,787	20,990	1,470,757
合計	11,307	33,921	78,595	235,785	10,092,611	89,902	10,362,317

（注）市民税額は６月末現在

２－６．令和６年度個人市民税課税標準額段階別課税状況

（単位：人、千円）

区分 / 課税標準額の段階	給与所得者		営業等所得者		農業所得者		その他の所得者		分離課税所得者		合計	
	納税義務者数	課税標準額	納税義務者数	課税標準額	納税義務者数	課税標準額	納税義務者数	課税標準額	納税義務者数	課税標準額	納税義務者数	課税標準額
10万円以下の金額	1	34	0	0	0	0	0	0	233	2,636,460	234	2,636,494
10万円を超え 100万円以下の金額	13,555	8,411,103	662	365,373	25	14,605	8,670	4,938,243	230	1,448,934	23,142	15,178,258
100万円を超え 200万円以下の金額	16,698	26,157,619	555	830,755	16	23,271	4,032	5,669,857	286	2,345,641	21,587	35,027,143
200万円を超え 300万円以下の金額	10,761	29,681,082	390	957,510	11	26,207	1,270	3,053,590	193	1,397,185	12,625	35,115,574
300万円を超え 400万円以下の金額	6,133	22,706,414	222	764,955	6	20,605	474	1,637,172	150	1,404,256	6,985	26,533,402
400万円を超え 550万円以下の金額	5,156	23,891,008	199	923,378	2	8,790	229	1,062,368	137	1,478,179	5,723	27,363,723
550万円を超え 700万円以下の金額	1,770	10,866,563	89	548,275	4	25,247	104	639,186	78	1,631,148	2,045	13,710,419
700万円を超え 1,000万円以下の金額	1,419	11,686,691	82	679,055	4	32,781	83	687,559	70	1,451,807	1,658	14,537,893
1,000万円を超える金額	1,228	22,216,124	115	2,809,447	0	0	85	1,408,691	143	7,531,519	1,571	33,965,781
合計	56,721	155,616,638	2,314	7,878,748	68	151,506	14,947	19,096,666	1,520	21,325,129	75,570	204,068,687

２－７．個人市民税年度別負担額の推移

区　分 ＼ 年　度		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
人口１人当たり	（円／人）	63,751	61,526	62,881	63,208	61,045
１世帯当たり	（円／世帯）	140,060	135,172	136,586	135,608	128,982
納税義務者１人当たり	（円／人）	123,419	119,609	121,835	121,449	115,262
普通徴収対象者１人当たり	（円／人）	81,145	81,105	86,702	81,516	78,497
特別徴収対象者１人当たり	（円／人）	147,953	141,999	142,396	144,681	136,669

（注）人口、世帯数、市民税額は各年度の６月末現在

２－８．法人市民税年度別調定額の推移

区　分 ＼ 年　度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
均等割調定額	（千円）	403,019	398,667	388,331	399,895	395,378
法人税割調定額	（千円）	1,030,932	749,717	611,344	716,458	851,280
調定額合計	（千円）	1,433,951	1,148,384	999,675	1,116,353	1,246,658
納税義務者	（法人）	3,443	3,471	3,573	3,659	3,687
調定額対前年度増減率	（%）	2.4	△ 19.9	△ 12.9	11.7	11.7

２－９．法人市民税決算期別法人数

＜令和５年度＞

決算月	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月
法人数	114	263	925	242	263	307	269	304	346	178	122	354

２－１０．法人の設立状況

＜令和５年度＞

市内の従業員数 ＼ 資本金等の額		50 億 円 超	10 億 円 超 50 億円以下	10 億 円 超	1 億 円 超 10 億円以下	1,000万円超 1 億円以下	1,000万円以下	左記に掲げる法人以外の法人	合 計
50 人 超	分 割 法 人	30	7		27	25	12		101
	その他の法人	－	2		1	13	8		24
	計	（９号法人） 30	（８号法人） 9		（６号法人） 28	（４号法人） 38	（２号法人） 20		125
50人以下	分 割 法 人			159	123	282		477	1,041
	その他の法人			3	5	152		2,361	2,521
	計			（７号法人） 162	（５号法人） 128	（３号法人） 434		（１号法人） 2,838	3,562
合 計	分 割 法 人	30	7	159	150	307	12	477	1,142
	その他の法人	－	2	3	6	165	8	2,361	2,545
	計	30	9	162	156	472	20	2,838	3,687

（注）左記に掲げる法人以外の法人欄には、資本金等の額及び市内従業員数によらないその他の法人を含んでいます。

２－１１．法人市民税の税率別調定額に関する調べ

＜令和５年度＞

（単位：千円）

区 分	税率	調 定 額	税率	調 定 額	税率	調 定 額	税率	調 定 額	税率	調 定 額	調定額・計
均 等 割	5万円	137,423	12万円	2,460	13万円	54,682	15万円	5,810	16万円	19,626	395,378
	40万円	11,560	41万円	60,734	175万円	14,583	300万円	88,500			
法人税割	6.0%	329,782	7.2%	40,212	8.4%	480,570	9.7%	716	12.3%	－	851,280
									合 計		1,246,658

３．固定資産税・都市計画税・特別土地保有税

３－１．納税義務者数の推移（土地＋家屋＋償却資産　現年課税分）

区分＼年度	令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度	
	納税義務者数	増減率	納税義務者数	増減率	納税義務者数	増減率	納税義務者数	増減率	納税義務者数	増減率
固定資産税	72,139 人	0.2 %	72,144 人	0.0 %	72,241 人	0.1 %	72,333 人	0.1 %	72,425 人	0.1 %
都市計画税	60,349 人	0.3 %	60,456 人	0.2 %	60,421 人	△ 0.1 %	60,447 人	0.0 %	60,492 人	0.1 %

※当初調定の納税義務者数

３－２．土地筆数及び家屋棟数の推移（法定免税点以上）

区分＼年度	令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度	
	筆棟数	増減率	筆棟数	増減率	筆棟数	増減率	筆棟数	増減率	筆棟数	増減率
土地	165,356 筆	0.3 %	165,693 筆	0.2 %	166,123 筆	0.3 %	166,521 筆	0.2 %	166,922 筆	0.2 %
家屋	62,695 棟	0.7 %	62,733 棟	0.1 %	62,940 棟	0.3 %	63,163 棟	0.4 %	63,390 棟	0.4 %

３－３．調定額の推移（当初調定額）

区分 ＼ 年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度	
		調定額	増減率	調定額	増減率	調定額	増減率	調定額	増減率	調定額	増減率
固定資産税	土地	千円 3,121,446	% △ 1.1	千円 3,099,060	% △ 0.7	千円 3,099,656	% 0.0	千円 3,095,546	% △ 0.1	千円 3,123,259	% 0.9
	家屋	4,327,180	7.8	4,208,264	△ 2.7	4,357,318	3.5	4,460,444	2.4	4,470,178	0.2
	小計	7,448,626	3.9	7,307,324	△ 1.9	7,456,974	2.0	7,555,990	1.3	7,593,437	0.5
	償却資産	1,829,211	4.2	1,787,689	△ 2.3	1,857,762	3.9	1,802,945	△ 3.0	1,844,409	2.3
	合計	9,277,837	3.9	9,095,013	△ 2.0	9,314,736	2.4	9,358,935	0.5	9,437,846	0.8
都市計画税	土地	796,051	△ 1.2	789,069	△ 0.9	790,544	0.2	789,615	△ 0.1	796,439	0.9
	家屋	832,888	7.7	803,113	△ 3.6	831,651	3.6	850,103	2.2	857,554	0.9
	合計	1,628,939	3.2	1,592,182	△ 2.3	1,622,195	1.9	1,639,718	1.1	1,653,993	0.9

３－４．固定資産税決算額の推移

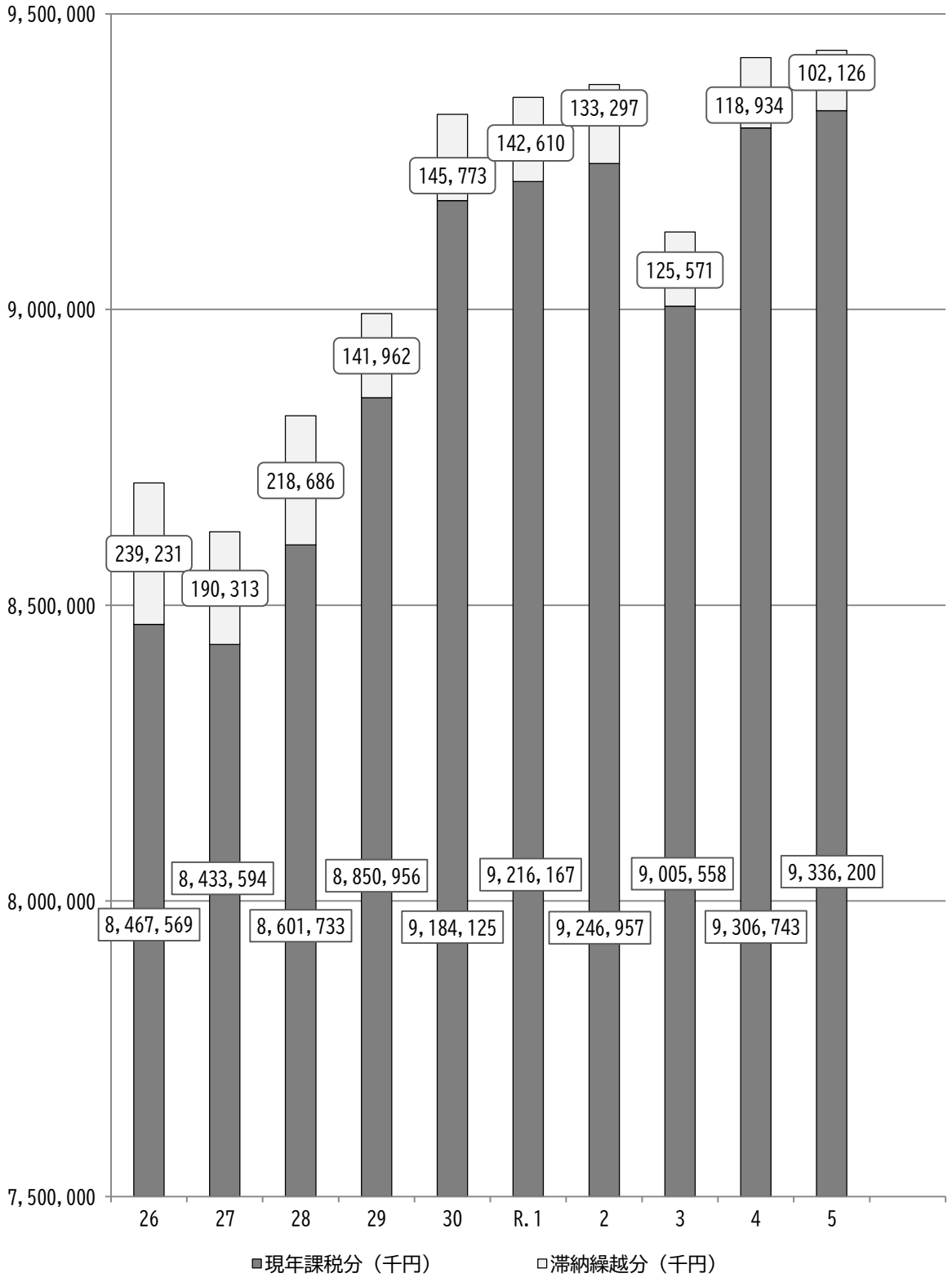

３－５．　令和６年度土地に関する概要

納税義務者数

（単位：人）

区分 / 納税義務者	総数（イ）	法定免税点未満のもの（ロ）	法定免税点以上のもの（イ）－（ロ）
個人・法人	60,028	4,881	55,147

総　括

区分 / 地目		地積 非課税地積（㎡）（イ）	地積 評価総地積（㎡）（ロ）	地積 法定免税点未満のもの（㎡）（ハ）	地積 法定免税点以上のもの（ロ）-（ハ）（㎡）（ニ）	決定価格 総額（千円）（ホ）	決定価格 法定免税点未満のもの（千円）（ヘ）	決定価格 法定免税点以上のもの（ホ）-（ヘ）（千円）（ト）	課税標準額 （ト）に係る課税標準額（千円）（チ）	筆数 非課税地筆数（筆）（リ）	筆数 評価総筆数（筆）（ヌ）	筆数 法定免税点未満のもの（筆）（ル）	筆数 法定免税点以上のもの（ヌ）-（ル）（筆）	単位当たり価格 平均価格（ホ）/（ロ）（円/㎡）	単位当たり価格 最高価格（円/㎡）
田	一般田	－	18,723,162	941,942	17,781,220	1,800,815	86,071	1,714,744	1,709,519	－	20,304	1,403	18,901	96	112
田	勧告遊休田	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
田	介在田・市街化区域田	－	26,529	16	26,513	261,868	153	261,715	92,905	－	70	1	69	9,871	30,060
畑	一般畑	－	12,112,450	785,202	11,327,248	783,226	50,880	732,346	732,346	－	15,450	1,336	14,114	65	67
畑	勧告遊休畑	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
畑	介在畑・市街化区域畑	－	255,216	347	254,869	4,592,097	2,240	4,589,857	1,583,295	－	644	6	638	17,993	55,079
宅地	住宅用地 小規模住宅用地		10,721,135	72,643	10,648,492	414,996,727	1,064,557	413,932,170	68,807,138		71,149	1,085	70,064	38,708	106,449
宅地	住宅用地 一般住宅用地		3,596,428	1,408	3,595,020	67,316,085	20,766	67,295,319	22,399,660		25,134	135	24,999	18,717	95,200
宅地	住宅用地以外の宅地		5,180,994	253	5,180,741	148,193,708	3,717	148,189,991	96,061,823		8,074	32	8,042	28,603	126,319
宅地	計	967,603	19,498,557	74,304	19,424,253	630,506,520	1,089,040	629,417,480	187,268,621	1,068	104,357	1,252	103,105	32,336	126,319
塩田		－								－					
鉱泉地		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
池沼		108,114	27,471	8,345	19,126	1,896	230	1,666	1,666	12	83	42	41	69	303
山林	一般山林	－	16,013,198	1,805,235	14,207,963	765,816	86,597	679,219	679,219		15,778	2,555	13,223	48	51
山林	介在山林	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
牧場		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
原野		－	1,347,401	277,717	1,069,684	37,454	7,697	29,757	29,757	－	4,749	882	3,867	28	29
雑種地	ゴルフ場の用地	－	1,471,811	343	1,471,468	2,225,416	281	2,225,135	1,429,120	－	648	1	647	1,512	1,770
雑種地	遊園地等の用地	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
雑種地	鉄軌道用地	2,967	467,502	7	467,495	3,569,561	63	3,569,498	2,360,119	29	1,536	1	1,535	7,635	65,710
雑種地	その他の雑種地	651,308	5,671,585	106,335	5,565,250	41,401,178	76,248	41,324,930	27,710,926	2,579	11,622	840	10,782	7,300	100,600
雑種地	計	654,275	7,610,898	106,685	7,504,213	47,196,155	76,592	47,119,563	31,500,165	2,608	13,806	842	12,964	6,201	100,600
その他		26,345,126								59,992					
合計		28,075,118	75,614,882	3,999,793	71,615,089	685,945,847	1,399,500	684,546,347	223,597,493	63,680	175,241	8,319	166,922	9,072	

３－６． 宅地に関する調べ

区分 / 地区別		地積 (㎡) (イ)	決定価格 (千円) (ロ)	課税標準額 (千円)	単位当たり価格 平均価格 (ロ)／(イ) (円／㎡)	単位当たり価格 最高価格 (円／㎡)	最高価格地の所在
商業地区	繁華街	－	－	－	－	－	
	高度商業地区	－	－	－	－	－	
	普通商業地区	948,058	60,527,116	31,010,130	63,843	126,319	ユーカリが丘４丁目
	計	948,058	60,527,116	31,010,130	63,843	126,319	ユーカリが丘４丁目
住宅地区	併用住宅地区	744,051	37,253,101	14,445,417	50,068	87,608	ユーカリが丘３丁目
	高級住宅地区	－	－	－	－	－	
	普通住宅地区	10,885,105	440,203,254	96,756,526	40,441	86,451	西志津１丁目
	計	11,629,156	477,456,355	111,201,943	41,057	87,608	ユーカリが丘３丁目
工業地区	大工場地区	2,446,520	47,140,916	28,860,433	19,269	23,500	六崎
	中小工場地区	161,563	2,750,354	1,642,733	17,023	19,622	六崎
	家内工場地区	－	－	－	－	－	
	計	2,608,083	49,891,270	30,503,166	19,129	23,500	六崎
村落地区	集団地区	－	－	－	－	－	
	村落地区	4,238,956	41,542,739	14,553,382	9,800	21,945	高岡
	計	4,238,956	41,542,739	14,553,382	9,800	21,945	高岡
観光地区		－	－	－	－	－	
合計		19,424,253	629,417,480	187,268,621	32,404	126,319	ユーカリが丘４丁目

３－７．宅地に係る住宅用地・非住宅用地に関する調べ

区　　分	納税義務者数	地　　積	決定価格	課税標準額	筆　数
	人	㎡	千円	千円	筆
住宅用地	67,618	14,243,512	481,227,489	91,206,798	95,063
非住宅用地	3,210	5,180,741	148,189,991	96,061,823	8,042
計	70,828	19,424,253	629,417,480	187,268,621	103,105

３－８．介在農地及び市街化区域農地に関する調べ

区　　分	納税義務者数	地　　積	決定価格	課税標準額	筆　数
	人	㎡	千円	千円	筆
介在農地	29	25,046	219,104	150,838	48
特定市街化区域農地	367	256,336	4,632,468	1,525,362	659
計	396	281,382	4,851,572	1,676,200	707

３－９．令和６年度家屋に関する概要

納税義務者数

区分 / 納税義務者	総数 (ｲ) (人)	法定免税点未満のもの (ﾛ) (人)	法定免税点以上のもの (ｲ)-(ﾛ) (人)
個人・法人	62,555	809	61,746

総　括

区分		棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当たり価格 (円)
木造	総数	52,967	5,797,307	141,257,706	24,366
	法定免税点未満のもの	1,016	47,018	57,777	1,229
	法定免税点以上のもの	51,951	5,750,289	141,199,929	24,555
木造以外	総数	11,490	4,519,943	189,393,127	41,902
	法定免税点未満のもの	51	1,569	6,154	3,922
	法定免税点以上のもの	11,439	4,518,374	189,386,973	41,915
計	総数	64,457	10,317,250	330,650,833	32,048
	法定免税点未満のもの	1,067	48,587	63,931	1,316
	法定免税点以上のもの	63,390	10,268,663	330,586,902	32,194
非課税家屋		115	90,214		

３－１０．家屋の増減状況の推移

年度	増減 / 項目	新増築			滅失		
		木造	非木造	計	木造	非木造	計
令和2年度	棟数	450	80	530	388	42	430
	床面積（㎡）	54,928	18,721	73,649	33,353	9,704	43,057
	単位当たり価格（円）	73,639	90,313	77,877	12,860	14,829	13,304
	決定価格（千円）	4,044,852	1,690,744	5,735,596	428,915	143,905	572,820
令和3年度	棟数	462	77	539	426	48	474
	床面積（㎡）	53,555	16,861	70,416	34,430	13,174	47,604
	単位当たり価格（円）	78,617	88,053	80,876	11,791	31,125	17,141
	決定価格（千円）	4,210,337	1,484,657	5,694,994	405,947	410,036	815,983
令和4年度	棟数	446	76	522	381	56	437
	床面積（㎡）	55,723	16,947	72,670	32,463	9,462	41,925
	単位当たり価格（円）	78,937	125,624	89,825	13,285	16,721	14,061
	決定価格（千円）	4,398,620	2,128,942	6,527,562	431,282	158,212	589,494
令和5年度	棟数	556	59	615	545	58	603
	床面積（㎡）	63,981	14,357	78,338	40,515	11,143	51,658
	単位当たり価格（円）	81,045	105,751	85,573	10,545	18,453	12,251
	決定価格（千円）	5,185,368	1,518,260	6,703,628	427,234	205,627	632,861
令和6年度	棟数	517	56	573	355	50	405
	床面積（㎡）	59,253	31,414	90,667	31,597	17,362	48,959
	単位当たり価格（円）	90,249	129,030	103,686	12,940	15,246	13,758
	決定価格（千円）	5,347,551	4,053,336	9,400,887	408,873	264,695	673,568

３－１１．国有資産等所在市町村交付金に関する調べ

調定の状況

（単位：千円）

区　　分	台帳価格	算定標準額	交付金	団体数
交付金	1,929,561	1,206,884	16,896	3

交付金の状況

（単位：千円）

区　　分			国有資産		公有資産		交付金額計
			算定標準額	交付金額	算定標準額	交付金額	
貸付資産	住宅	１／６	7,884	111	116,267	1,627	1,738
		１／３	1,002	14	－	－	14
		２／５	－	－	66,611	932	932
	住宅以外		112,101	1,569	904	13	1,582
	小計		120,987	1,694	183,782	2,572	4,266
地方公営事業に係るもの（水道施設等）			－	－	902,115	12,630	12,630
計			120,987	1,694	1,085,897	15,202	16,896

３－１２．償却資産の価格等に関する調べ

（単位：千円）

区分		決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳	
				法第349条の3又は法附則第15条等の規定の適用を受けるもの（イ）	（イ）以外のもの（ロ）
市長が価格等を決定したもの	構築物	27,006,431	26,819,306	171,779	26,647,527
	機械及び装置	48,017,585	46,905,955	411,356	46,494,599
	船舶	5,098	5,098	－	5,098
	航空機	－	－	－	－
	車両及び運搬具	474,939	474,939	－	474,939
	工具器具及び備品	18,004,686	18,003,950	526	18,003,424
	調整額	－	－	－	－
	小計（ハ）	93,508,739	92,209,248	583,661	91,625,587
法第三百八十九条関係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	38,828,533	36,958,180		
	県知事が価格等を決定し、配分したもの	2,676,702	2,673,924		
	小計（ニ）	41,505,235	39,632,104		
法第743条第1項の規定により、県知事が価格等を決定したもの（ホ）		－	－	－	－
合計（ハ）＋（ニ）＋（ホ）		135,013,974	131,841,352		
内訳	市分の額		131,841,352		
	県分の額		－		

３－１３．償却資産納税義務者数（法定免税点以上）の推移

区分＼年度	令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度	
	納税義務者数	増減率	納税義務者数	増減率	納税義務者数	増減率	納税義務者数	増減率	納税義務者数	増減率
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
個人・法人	1,663	1.5	1,552	△ 6.7	1,681	8.3	1,711	1.8	1,780	4.0

３－１４．都市計画税に関する調べ

土地・家屋＼価格等			地積及び床面積 (千㎡)	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)
土地	宅地等	宅地	14,078	564,808,869	243,970,402
		その他	1,552	29,450,989	19,411,361
		小計	15,630	594,259,858	263,381,763
	農地		288	4,706,823	3,099,918
	計		15,918	598,966,681	266,481,681
家屋	木造家屋		4,655	115,047,990	115,047,990
	木造以外の家屋		4,044	172,014,406	171,939,877
	計		8,699	287,062,396	286,987,867
合計				886,029,077	553,469,548

３－１５．都市計画税決算額の推移

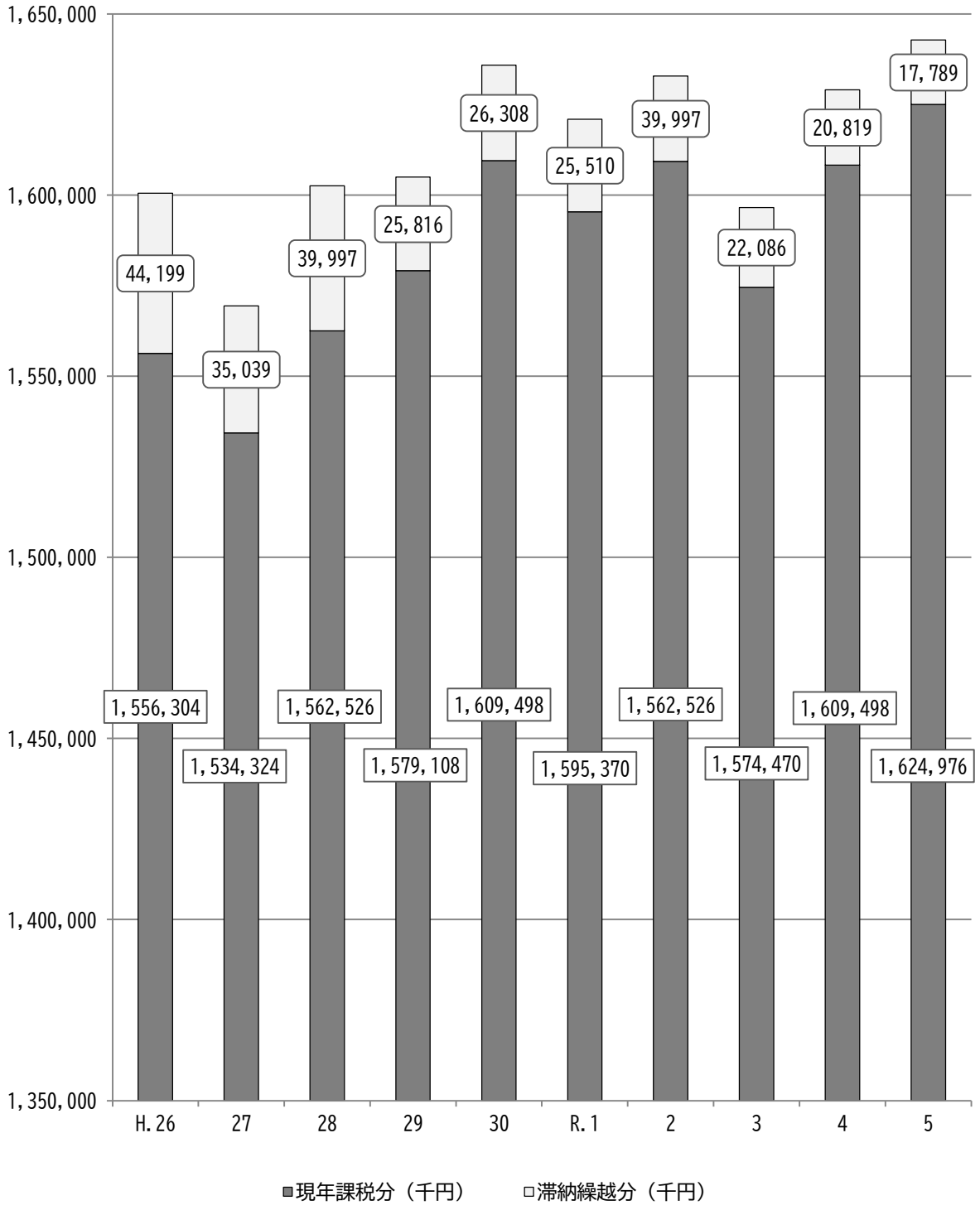

３－１６．特別土地保有税

地方税法の改正により、平成１５年度以降は特別土地保有税の新たな課税が行われません。

４．諸　　税

４－１． 軽自動車税に関する調べ

（１）種別割

（各年度7月1日現在）

区分			令和４年度					令和５年度					令和６年度				
			保有台数 (a)	官公署分 (b)	減免台数 (c)	課税台数 (a)-(b)-(c)	調定額 (千円)	保有台数 (a)	官公署分 (b)	減免台数 (c)	課税台数 (a)-(b)-(c)	調定額 (千円)	保有台数 (a)	官公署分 (b)	減免台数 (c)	課税台数 (a)-(b)-(c)	調定額 (千円)
原動機付自転車	50cc以下（特定小型を除く）		5,413	5	3	5,405	10,810	5,289	5	5	5,279	10,558	5,111	5	5	5,101	10,202
	特定小型												20	0	0	20	40
	50cc超90cc以下		315	9	0	306	612	320	6	0	314	628	337	3	0	334	668
	90cc超125cc以下		1,759	36	1	1,722	4,133	1,858	39	1	1,818	4,363	1,960	42	2	1,916	4,598
	ミニカー		122	0	0	122	451	127	0	0	127	470	132	0	0	132	488
	小計		7,609	50	4	7,555	16,006	7,594	50	6	7,538	16,019	7,560	50	7	7,503	15,996
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪車		1,851	0	0	1,851	6,664	1,870	0	0	1,870	6,732	1,886	0	0	1,886	6,790
	三輪車(旧税率)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	三輪車(新税率)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	三輪車(重課)		1	0	0	1	5	1	0	0	1	5	1	0	0	1	5
	三輪車(75%軽課)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	三輪車(50%軽課)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	三輪車(25%軽課)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	三輪車計		1	0	0	1	5	1	0	0	1	5	1	0	0	1	5
	四輪車（旧税率）	乗用 営業用	0	0	0	0	0	2	0	0	2	11	3	0	0	3	16
		乗用 自家用	8,537	19	167	8,351	60,127	7,273	16	144	7,113	51,213	6,092	15	124	5,953	42,862
		貨物 営業用	98	0	0	98	294	90	0	0	90	270	72	0	0	72	216
		貨物 自家用	1,437	6	17	1,414	5,656	1,207	6	6	1,195	4,780	973	4	6	963	3,852
		小計	10,072	25	184	9,863	66,077	8,572	22	150	8,400	56,274	7,140	19	130	6,991	46,946
	四輪車（新税率）	乗用 営業用	0	0	0	0	0	1	0	0	1	7	2	0	0	2	14
		乗用 自家用	10,847	4	222	10,621	114,707	12,189	6	256	11,927	128,812	13,594	8	295	13,291	143,543
		貨物 営業用	154	0	1	153	581	179	0	1	178	676	200	0	0	200	760
		貨物 自家用	1,955	3	9	1,943	9,715	2,267	3	11	2,253	11,265	2,548	5	15	2,528	12,640
		小計	12,956	7	232	12,717	125,003	14,636	9	268	14,359	140,760	16,344	13	310	16,021	156,957
	四輪車（重課）	乗用 営業用	1	0	0	1	8	5	0	0	5	41	6	0	0	6	49
		乗用 自家用	5,349	7	123	5,219	67,325	5,653	9	114	5,530	71,337	5,879	10	114	5,755	74,239
		貨物 営業用	72	0	0	72	324	73	0	0	73	328	76	0	0	76	342
		貨物 自家用	2,062	5	15	2,042	12,252	2,091	5	24	2,062	12,372	2,108	6	19	2,083	12,498
		小計	7,484	12	138	7,334	79,909	7,822	14	138	7,670	84,078	8,069	16	133	7,920	87,128
	四輪車（75%軽課）	乗用 営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		乗用 自家用	0	0	0	0	0	62	0	1	61	165	56	3	2	51	138
		貨物 営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		貨物 自家用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0	62	0	1	61	165	56	3	2	51	138
	四輪車（50%軽課）	乗用 営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		乗用 自家用															
		貨物 営業用															
		貨物 自家用															
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	四輪車（25%軽課）	乗用 営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		乗用 自家用															
		貨物 営業用															
		貨物 自家用															
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	四輪車計		30,512	44	554	29,914	270,989	31,092	45	557	30,490	281,277	31,609	51	575	30,983	291,169
	農耕作業用		638	3	1	634	1,522	639	3	1	635	1,524	654	2	1	651	1,562
	小型特殊自動車		140	2	0	138	814	154	2	0	152	897	163	2	0	161	950
	小計		33,142	49	555	32,538	279,994	33,756	50	558	33,148	290,435	34,313	55	576	33,682	300,476
二輪の小型自動車			2,093	0	1	2,092	12,552	2,215	0	1	2,214	13,284	2,219	0	1	2,218	13,308
合計			42,844	99	560	42,185	308,552	43,565	100	565	42,900	319,738	44,092	105	584	43,403	329,780
対前年度増減率（%）			1.4	△ 3.9	0.2	1.5	4.8	1.7	1.0	0.9	1.7	3.6	1.2	5.0	3.4	1.2	3.1

※軽課税率の改正により、令和４年度から三輪及び四輪の50%軽課及び25%軽課の対象車種は、乗用営業用のみとなりました。
※令和５年７月１日から特定小型原動機付自転車（表中「特定小型」）の登録制度が施行されたため、令和６年度から区分が追加されました。

（２）環境性能割

区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
課税台数（台）	141	506	525	802	722
調定額（千円）	2,349	8,875	9,163	16,849	16,331

4-2．軽自動車税決算額の推移

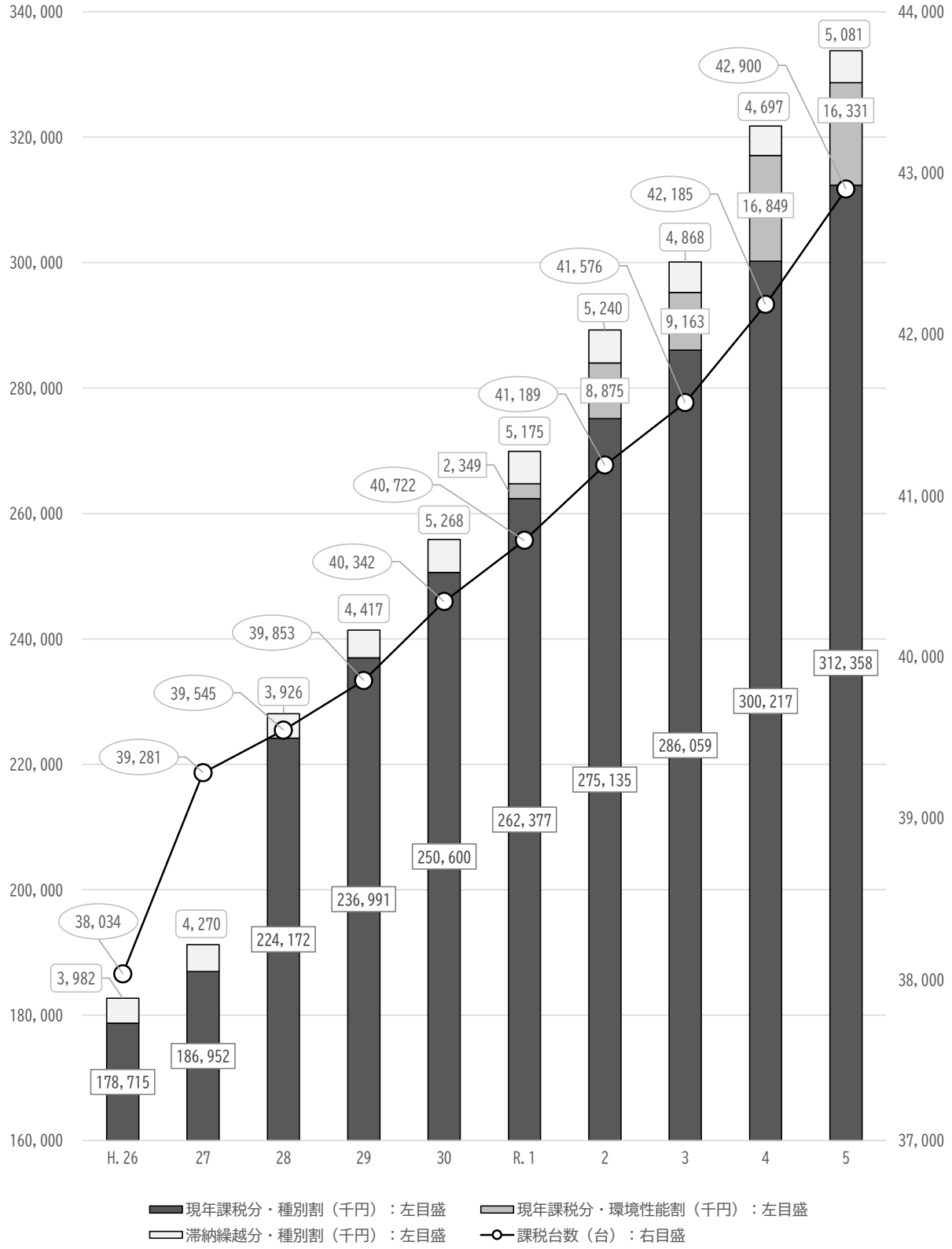

※ 課税台数は、各年度７月１日現在の台数です。
※ 令和元年10月１日に軽自動車税（環境性能割）が創設されたことに伴い、従来の軽自動車税は軽自動車税（種別割）となっています。
※ 本年度版から、令和元年度以降の現年課税分について「種別割」と「環境性能割」に分けて記載しています。

４－３．市たばこ税の推移

区　　分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
売　渡　本　数　（千本）		183,725	180,726	175,660	163,556	154,688	148,774	144,616	143,287	144,352	144,167
税　額　（千円）		945,456	928,847	905,907	848,641	835,676	842,767	849,696	904,045	945,792	944,585
税額の増減率　（%）		△ 1.1	△ 1.8	△ 2.5	△ 6.3	△ 7.8	△ 0.7	0.8	6.4	4.6	△ 0.1
１本当り税額　（円）		5.146	5.140	5.157	5.189	5.402	5.665	5.876	6.309	6.552	6.552
20歳以上人口１人当り売渡本数　（本/年）		1,240	1,222	1,188	1,107	1,048	1,009	991	983	992	994
年間１人当り税額　（円）		5,329	5,248	5,132	4,820	4,762	4,824	4,905	5,264	5,530	5,559
年間１世帯当り税額　（円）		12,638	12,311	11,897	11,049	10,763	10,759	10,806	11,478	11,905	11,802
年度末現在	人　口	177,411	176,976	176,518	176,059	175,476	174,695	173,216	171,747	171,037	169,930
	20歳以上人口	148,169	147,922	147,915	147,733	147,621	147,420	145,941	145,799	145,538	144,999
	世　帯　数	74,809	75,451	76,146	76,805	77,645	78,329	78,629	78,763	79,443	80,035

※「売渡本数（千本）」には、税制改正に伴う税率の引上時における手持品課税に係る本数は含まれていません。

※「人口」、「20歳以上人口」及び「世帯数」は、住民基本台帳（平成27年分から外国人登録を加算）によります。

４－４．市たばこ税決算額の推移

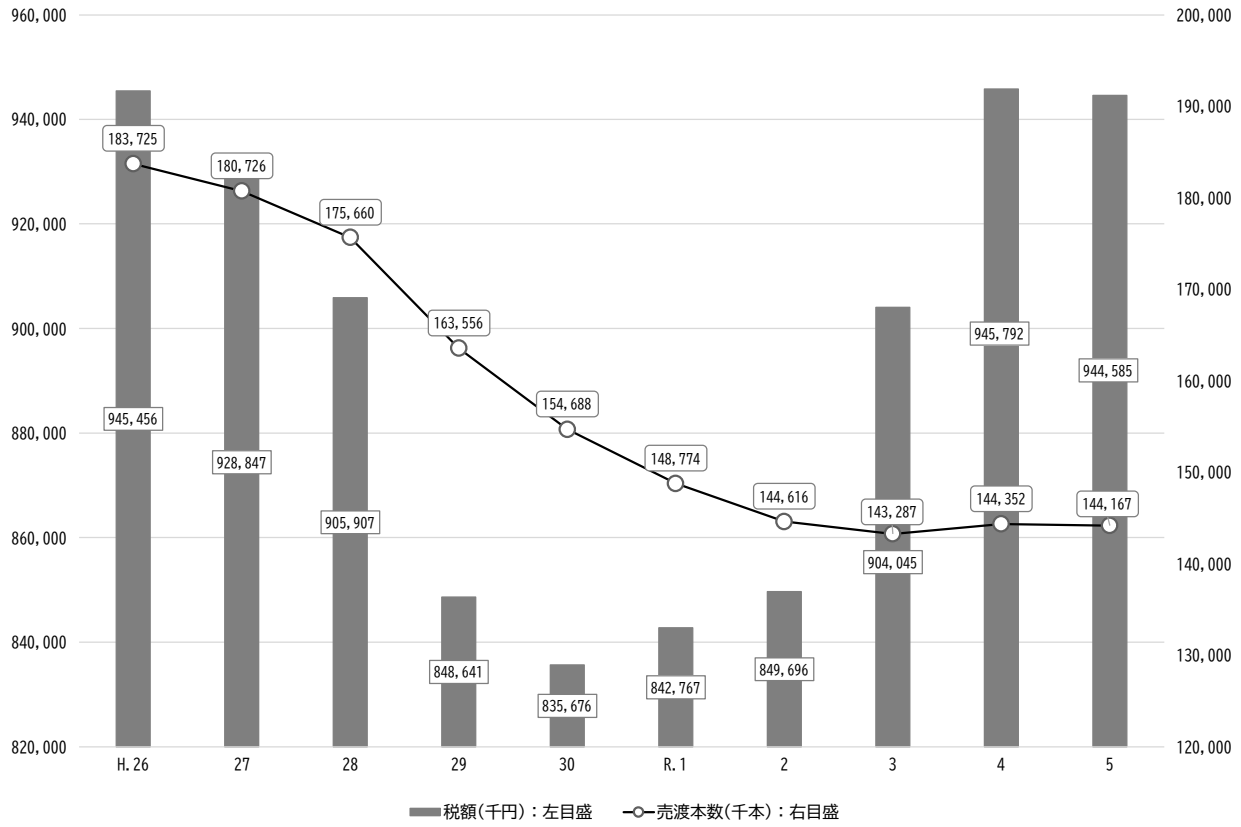

５．徴　　収

５－１．還付金調べ

１．過誤納金還付金（歳出還付）

（単位：件、円）

区分＼年度	令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市県民税	775	25,408,036	839	25,449,885	856	32,170,280	851	30,229,989
法人市民税	267	44,550,550	270	27,044,000	229	15,139,500	245	35,097,500
固定資産税 都市計画税	97	10,713,650	152	14,888,300	69	2,473,350	143	5,410,600
軽自動車税	16	124,100	29	171,600	19	113,600	18	151,000
配当割額 及び株式等 譲渡割額	505	9,429,566	504	12,774,985	446	15,906,027	462	14,093,613
合計	1,660	90,225,902	1,794	80,328,770	1,619	65,802,757	1,719	84,982,702

２．過誤納金還付加算金

（単位：件、円）

区分＼年度	令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市県民税	29	290,600	23	69,100	20	35,600	20	65,076
法人市民税	55	300,500	26	88,100	18	50,900	26	232,900
固定資産税 都市計画税	27	3,008,721	43	3,998,587	11	64,212	52	1,066,485
軽自動車税	0	0	0	0	0	0	0	0
配当割額 及び株式等 譲渡割額	1	1,000	9	2,800	8	10,300	3	7,100
合計	112	3,600,821	101	4,158,587	57	161,012	101	1,371,561

５－２．督促状発付状況の推移

１．市県民税

（単位：件、％）

区分 年度	調定件数	発送件数	調定件数に対する比率
令和２年度	283,758	16,022	5.6
令和３年度	281,685	15,215	5.4
令和４年度	280,445	15,607	5.6
令和５年度	281,249	15,279	5.4

２．固定資産税・都市計画税

（単位：件、％）

区分 年度	調定件数	発送件数	調定件数に対する比率
令和２年度	287,795	22,171	7.7
令和３年度	287,810	20,422	7.1
令和４年度	288,313	20,991	7.3
令和５年度	288,684	19,903	6.9

３．軽自動車税

（単位：件、％）

区分 年度	調定件数	発送件数	調定件数に対する比率
令和２年度	41,162	3,789	9.2
令和３年度	41,561	3,591	8.6
令和４年度	42,170	3,785	9.0
令和５年度	42,892	3,647	8.5

４．法人市民税

（単位：件、％）

区分 年度	調定件数	発送件数	調定件数に対する比率
令和２年度	4,760	164	3.4
令和３年度	4,746	151	3.2
令和４年度	4,949	192	3.9
令和５年度	5,018	197	3.9

５－３．不納欠損額の推移

（単位：人、円）

年度 / 税目	令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
市民税	722	48,160,254	693	62,470,835	615	39,012,929	608	32,309,000
（うち個人）	699	46,704,554	663	60,096,735	575	36,437,494	578	29,424,891
（うち法人）	23	1,455,700	30	2,374,100	40	2,575,435	30	2,884,109
固定資産税	395	26,202,632	396	23,663,108	319	13,893,210	333	17,200,152
軽自動車税	446	2,437,864	431	3,692,600	446	3,395,033	438	3,341,113
都市計画税	395	4,974,186	396	4,438,502	319	2,563,746	333	3,175,798
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,958	81,774,936	1,916	94,265,045	1,699	58,864,918	1,712	56,026,063

５－４．口座振替の状況

口座振替利用状況等

（単位：件、円）

区分 年度	税目	調定件数 (A)	口座利用件数 (B)	利用率 (B)/(A)	決算額 (C)	口座振替額 (D)	割合 (D)/(C)
令和２年度	市民税	37,906	4,790	12.6%	2,732,793,459	521,147,056	19.1%
	固定資産税 都市計画税	72,146	30,848	42.8%	10,856,184,275	4,511,092,900	41.6%
	軽自動車税	42,170	3,876	9.2%	275,135,400	25,227,600	9.2%
	合計	152,222	39,514	26.0%	13,864,113,134	5,057,467,556	36.5%
令和３年度	市民税	37,630	4,759	12.6%	2,712,606,451	532,304,087	19.6%
	固定資産税 都市計画税	72,153	30,887	42.8%	10,580,029,045	4,542,232,700	42.9%
	軽自動車税	42,170	3,910	9.3%	286,059,300	26,063,300	9.1%
	合計	151,953	39,556	26.0%	13,578,694,796	5,100,600,087	37.6%
令和４年度	市民税	37,416	4,575	12.2%	2,915,359,926	622,630,864	21.4%
	固定資産税 都市計画税	72,265	30,745	42.5%	10,914,976,278	4,696,735,600	43.0%
	軽自動車税	42,774	3,938	9.2%	300,216,500	26,947,200	9.0%
	合計	152,455	39,258	25.8%	14,130,552,704	5,346,313,664	37.8%
令和５年度	市民税	37,942	4,538	12.0%	2,756,017,198	521,353,489	18.9%
	固定資産税 都市計画税	72,347	30,607	42.3%	10,961,176,908	4,803,664,400	43.8%
	軽自動車税	43,489	3,957	9.1%	312,357,800	27,617,400	8.8%
	合計	153,778	39,102	25.4%	14,029,551,906	5,352,635,289	38.2%

５－５．差押状況

（単位：件、円）

区分 / 年度		繰越差押		差押執行		差押解除		差押中	
		件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
令和２年度	不動産	1,825	959,194,253	59	25,577,200	137	63,890,382	1,747	920,881,071
	債権等	297	158,752,613	270	124,865,280	292	119,080,040	275	164,537,853
	合計	2,122	1,117,946,866	329	150,442,480	429	182,970,422	2,022	1,085,418,924
令和３年度	不動産	1,747	920,881,071	61	36,068,229	130	60,024,226	1,678	896,925,074
	債権等	275	164,537,853	372	155,625,233	329	134,523,741	318	185,639,345
	合計	2,022	1,085,418,924	433	191,693,462	459	194,547,967	1,996	1,082,564,419
令和４年度	不動産	1,678	896,925,074	56	54,339,391	142	91,064,538	1,592	860,199,927
	債権等	318	185,639,345	387	233,494,544	364	157,518,703	341	261,615,186
	合計	1,996	1,082,564,419	443	287,833,935	506	248,583,241	1,933	1,121,815,113
令和５年度	不動産	1,592	860,199,927	20	21,401,152	126	114,009,789	1,486	767,591,290
	債権等	341	261,615,186	352	369,995,056	337	264,021,967	356	367,588,275
	合計	1,933	1,121,815,113	372	391,396,208	463	378,031,756	1,842	1,135,179,565

（注）不動産差押件数には、不動産参加差押件数を含んでいます。

５－６．収入率の推移

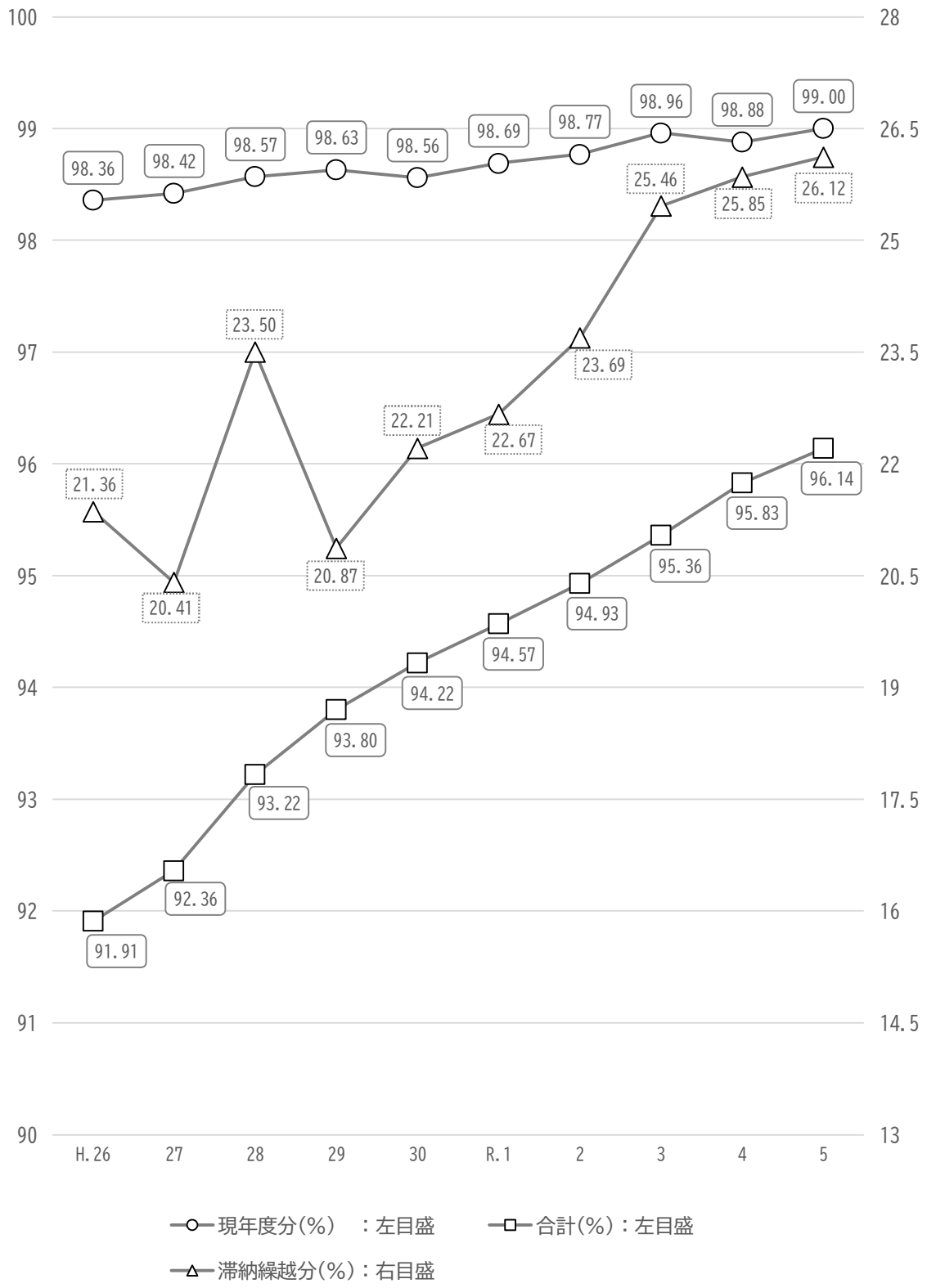
100
99
98
97
96
95
94
93
92
91
90
28
26.5
25
23.5
22
20.5
19
17.5
16
14.5
13
98.36
98.42
98.57
98.63
98.56
98.69
98.77
98.96
98.88
99.00
21.36
20.41
23.50
20.87
22.21
22.67
23.69
25.46
25.85
26.12
91.91
92.36
93.22
93.80
94.22
94.57
94.93
95.36
95.83
96.14
H.26
27
28
29
30
R.1
2
3
4
5
現年度分(%)　：左目盛
合計(%)：左目盛
滞納繰越分(%)：右目盛

６．そ　　の　　他

６－１．税務証明書等の発行件数

（１）税務証明書等の発行件数の推移

（単位：件）

区分		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
市民税関係	課税・所得証明書	11,188	8,752	9,584	8,832	6,951
	非課税証明書	10,264	7,607	8,452	8,055	5,835
	その他	360	439	465	808	835
	小計	21,812	16,798	18,501	17,695	13,621
収税関係	納税証明書	3,689	3,807	3,856	4,141	4,434
	軽自動車税納税証明書	2,453	2,501	2,528	2,401	1,359
	その他	0	16	0	2	4
	小計	6,142	6,324	6,384	6,544	5,797
資産税関係	記載事項証明書	3,870	3,393	3,885	3,719	3,744
	住宅用家屋証明書	727	690	705	836	879
	その他	1,356	1,300	1,466	1,501	2,159
	小計	5,953	5,383	6,056	6,056	6,782
合計		33,907	28,505	30,941	30,295	26,200

（２）本庁及び出先機関月別発行件数内訳（令和５年度）

（単位：件）

区分		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
本庁		1,350	1,138	1,747	1,619	1,664	1,297	1,476	1,533	1,345	1,176	1,563	1,159	17,067
出先機関	志津出張所	294	224	459	443	403	357	304	301	258	296	267	268	3,874
	ユーカリが丘出張所	156	106	276	265	225	179	155	146	157	113	104	121	2,003
	臼井・千代田出張所	149	86	294	262	249	189	157	195	151	147	148	158	2,185
	根郷出張所	34	24	88	242	109	53	66	65	52	62	36	27	858
	和田出張所	6	4	11	11	7	12	7	9	10	8	9	7	101
	弥富派出所	5	9	18	5	17	8	11	9	13	8	4	5	112
	小計	644	453	1,146	1,228	1,010	798	700	725	641	634	568	586	9,133
合計		1,994	1,591	2,893	2,847	2,674	2,095	2,176	2,258	1,986	1,810	2,131	1,745	26,200

証明発行件数の構成比の推移

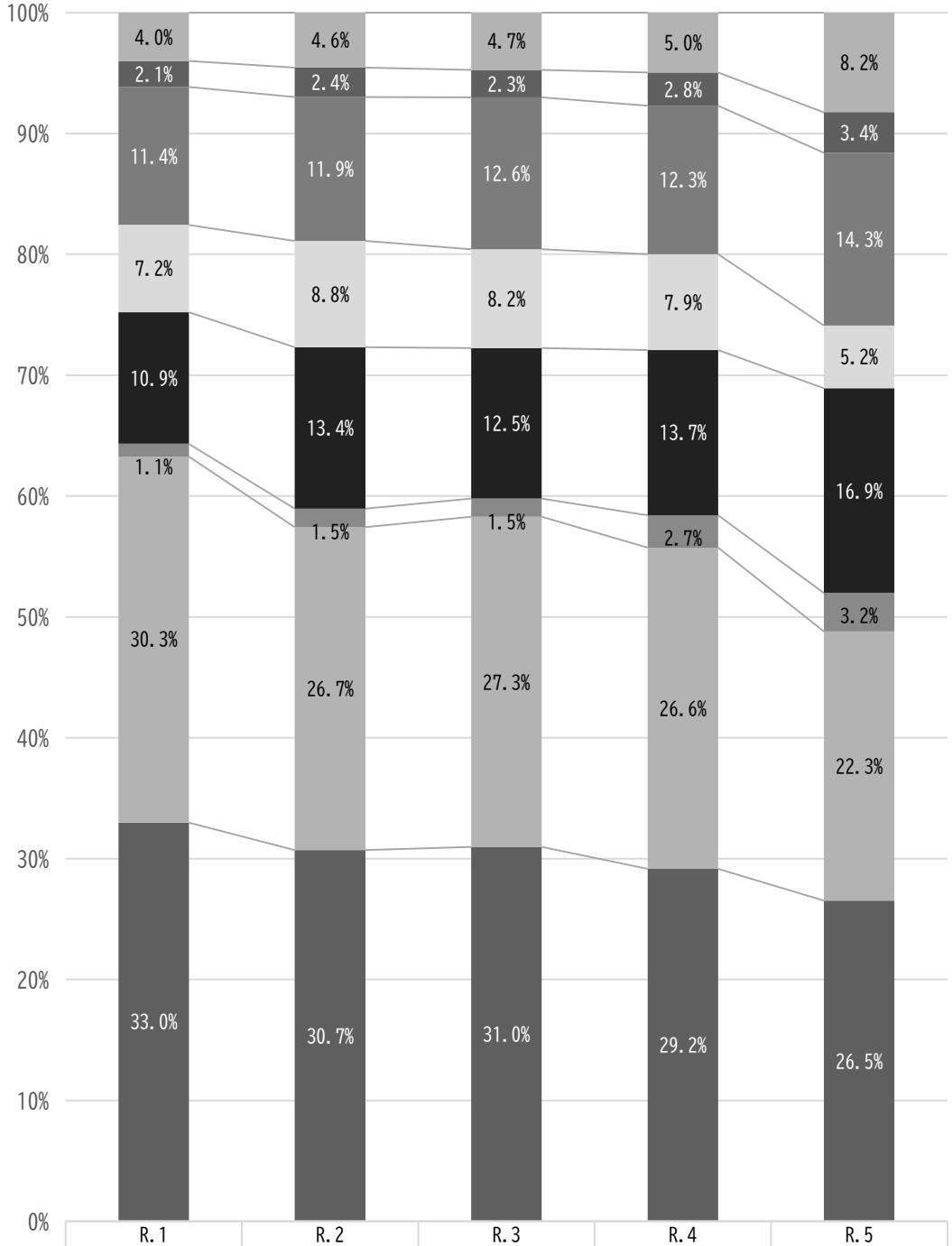

	R.1	R.2	R.3	R.4	R.5
その他資産税証明	4.0%	4.6%	4.7%	5.0%	8.2%
住宅用家屋証明	2.1%	2.4%	2.3%	2.8%	3.4%
資産税記載事項証明	11.4%	11.9%	12.6%	12.3%	14.3%
軽自動車税納税証明	7.2%	8.8%	8.2%	7.9%	5.2%
納税証明	10.9%	13.4%	12.5%	13.7%	16.9%
その他市民税証明	1.1%	1.5%	1.5%	2.7%	3.2%
非課税証明	30.3%	26.7%	27.3%	26.6%	22.3%
課税所得証明	33.0%	30.7%	31.0%	29.2%	26.5%

６－２．市税徴収経費の推移

（単位：千円）

区分			年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
税収入額		市税（A）		24,220,287	24,749,195	24,806,852	24,544,478	23,860,614	24,433,482	24,598,172
		個人の県民税		7,421,501	7,438,785	7,432,405	7,416,457	7,195,353	7,243,853	7,238,985
		合計（B）		31,641,788	32,187,980	32,239,257	31,960,935	31,055,967	31,677,335	31,837,157
徴税費	人件費	基本給		234,760	238,131	231,181	226,151	216,506	213,232	219,537
		諸手当		185,919	184,930	185,195	172,287	158,523	156,838	163,627
			超過勤務手当	34,546	29,455	32,385	26,659	19,935	20,232	21,862
			税務特別手当	1	10	1	0	0	0	0
			その他の手当	151,372	155,465	152,809	145,628	138,588	136,606	141,765
		報酬（C）						14,597	12,750	12,103
		その他		79,828	78,062	77,844	76,681	72,595	71,484	72,194
		小計（D）		500,507	501,123	494,220	475,119	462,221	454,304	467,461
	物件費	旅費		134	100	80	68	55	63	54
		賃金		13,975	15,825	15,499	15,228			
		その他		20,743	20,522	30,028	22,750	21,482	24,957	22,740
		小計		34,852	36,447	45,607	38,046	21,537	25,020	22,794
	報奨金等			0	0	0	0	0	0	0
	その他			46,384	44,902	74,280	46,296	53,010	75,933	68,314
	合計（E）			581,743	582,472	614,107	559,461	536,768	555,257	558,569
県民税徴収取扱費（F）				265,795	267,460	269,434	270,074	268,384	267,556	268,214
（E）－（F）（G）				315,948	315,012	344,673	289,387	268,384	287,701	290,355
税収入額に対する徴税費の割合		（E）／（B）		1.8 %	1.8 %	1.9 %	1.8 %	1.7 %	1.8 %	1.8 %
		（G）／（A）		1.3 %	1.3 %	1.4 %	1.2 %	1.1 %	1.2 %	1.2 %
徴税職員数（H）				62 人	61 人	61 人	62 人	60 人	59 人	59 人
職員１人当たりの人件費（D）／（H）				8,072	8,215	8,101	7,663			
職員１人当たりの人件費 {(D)-(C)}／(H)								7,460	7,483	7,717

６－３．市税税率の経緯 ①

区分＼年度			昭和29	30	31	32	33	34	35
市民税	個人	均等割	市民税400円 （県民税100円）						
		所得割	ただし書方式						
	法人	均等割	1,800円						
		法人税割	7.5%	8.1%					
固定資産税			1.5% 免税点 土地 10,000円 家屋 10,000円 償却資産 50,000円	1.4% 〔同左〕	免税点 土地 同左 家屋 同左 償却資産 100,000円			免税点 土地 20,000円 家屋 30,000円 償却資産 150,000円	
軽自動車税			<自転車荷車税> 一般用車及び婦人用車200円 競争用車 300円 三輪車 500円 原動機付自転車 500円	原動機付自転車 50cc以下 500円 90cc以下 800円 150cc以下 1,000円 三輪車 500円			<軽自動車税> 軽自動車 農耕作業用 1,000円 その他 1,500円 二輪の小型自動車 2,500円		
市たばこ消費税			10/115		9%		11%		
電気税			電気ガス税 10%						
ガス税									
木材取引税			5%			4%	2%		
特別土地保有税									
都市計画税							0.1%		
沿革（主なもの）			○道府県民税、市たばこ消費税創設	○大規模償却資産に対する特例及び基準年度制度創設	○固定資産等所在市町村交付金・納付金、都市計画税創設		○自転車荷車税廃止、軽自動車税創設		

（注）固定資産税・電気税・ガス税・特別土地保有税欄の〔 〕内は免税点を示す。

36	37	38	39	40	41	42	43	44
			市民税 15万円以下 2% 15万円超 3% 40万円超 4% 70万円超 5% 100万円超 6% 150万円超 7% 250万円超 8% 400万円超 9%		600万円超 10% 1,000万円超 11% 2,000万円超 12% 3,000万円超 13% 5,000万円超 14%		県民税 150万円以下 2% 150万円超 4%	
						資本金等 1千万円超 4,000円 1千万円以下 2,400円		
				8.4%	8.9%			
			免税点 土地 24,000円 家屋 同左 償却資産 同左		免税点 土地 80,000円 家屋 50,000円 償却資産 300,000円			
軽自動車 二輪 1,500円 三輪 2,000円 四輪乗用 3,000円 四輪貨物 2,500円				四輪乗用 4,500円				
	12% 1本当たり単価 2円601	13.4% 2円628	15% 2円714	2円806	2円932	18.1% 3円036	3円164	3円641
〔300円〕	9%	8%	7%	〔400円〕 〔500円〕		〔700円〕	〔800円〕	〔500円〕 〔1,000円〕
		0.2%						
			○土地について負担調整措置が図られた	○市町村税の課税が本方式へ統一				○個人市民税の特別徴収が10回徴収から12回徴収へ

※軽自動車税については、改正部分についてのみ該当年度欄に記入した。

６－３．市税税率の経緯 ②

区分＼年度			45	46	47	48	49	50	51	52
市民税	個人	均等割	S29年度から同じ						市民税1,200円（県民税300円）	
		所得割	S39年度から同じ			市民税 30万円以下 2% 30万円超 3% 50万円超 4% 80万円超 5% 110万円超 6% 150万円超 7% 250万円超 8% 400万円超 9%		600万円超 10% 1,000万円超 11% 2,000万円超 12% 3,000万円超 13% 5,000万円超 14%	県民税 150万円以下 2% 150万円超 4%	
	法人	均等割	S42年度から同じ						1億円超(従業員100人超) 24,000円 1億円超(従業員100人以下) 12,000円 1千万円超～1億円以下 1千万円以下 7,200円	同左 80,000円 同左 24,000円 同左 8,000円
		法人税割	9.1%				12.1%			
固定資産税			S41年度から同じ			免税点 土地 150,000円 家屋 80,000円 償却資産 1,000,000円				
軽自動車税			S40年度から同じ						原動機付自転車 50cc以下 650円 90cc以下 1,000円 125cc以下 1,300円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,300円 その他 3,900円 二輪の小型自動車 3,300円 軽自動車 二輪 2,000円 三輪 2,600円 四輪 乗用営業用5,200円 自家用5,900円 貨物営業用2,900円 自家用3,300円	
市たばこ消費税			S42年度から同じ 3円833	3円955	4円094	4円206	4円331	4円437	4円674	6円701
電気税			S39年度から同じ 〔600円〕	〔700円〕	〔800円〕	6% 〔1,000円〕	〔1,200円〕 S50.1以降 5%〔2,000円〕	5% 〔2,000円〕		S52.6以降 〔2,400円〕
ガス税			〔1,200円〕	〔1,400円〕	〔1,600円〕	〔2,100円〕	5%〔2,700円〕 S50.1以降 4%〔4,000円〕	3% 〔4,000円〕	S52.1以降 2%〔4,000円〕	S52.6以降 〔4,800円〕
木材取引税			S33年度から同じ							
特別土地保有税						保有分1.4%〔5,000㎡〕 取得分 3%〔5,000㎡〕				
都市計画税			S38年度から同じ							
沿革（主なもの）			○個人市民税の譲渡所得の分離課税制度創設			○特別土地保有税創設	○電気税及びガス税に分離	○口座振替制度実施		

(注)固定資産税・電気税・ガス税・特別土地保有税欄の〔　〕内は免税点を示す。

53	54	55	56	57	58	59
		市民税1,500円（県民税500円）				
		市民税 30万円以下 2% 30万円超 3% 45万円超 4% 70万円超 5% 100万円超 6% 130万円超 7% 230万円超 8% 370万円超 9% 570万円超 10% 950万円超 11% 1,900万円超 12% 2,900万円超 13% 4,900万円超 14% 県民税 150万円以下 2% 150万円超 4%			
		資本金の金額 / 従業者数 / 税率 50億円超 / 100人超 / 800,000円 100人以下 / 80,000円 10億円超 50億円以下 / 100人超 / 400,000円 100人以下 / 80,000円 1億円超 10億円以下 / 100人超 / 80,000円 100人以下 / 24,000円 1千万円超 1億円以下 / 24,000円 1千万円以下 / 8,000円 S53.4.1以降終了する事業年度分から適用			資本金の金額 / 従業者数 / 税率 1千万円以下 / 50人以下 / 16,000円 50人超 / 48,000円 1千万円超 1億円以下 / 50人以下 / 48,000円 50人超 / 60,000円 1億円超 10億円以下 / 50人以下 / 60,000円 50人超 / 160,000円 10億円超 50億円以下 / 50人以下 / 160,000円 50人超 / 700,000円 50億円超 / 50人以下 / 160,000円 50人超 / 1,200,000円 S58.4.1以降終了する事業年度分から適用	資本金の金額 / 従業者数 / 税率 1千万円以下 / 50人以下 / 40,000円 50人超 / 120,000円 1千万円超 1億円以下 / 50人以下 / 120,000円 50人超 / 150,000円 1億円超 10億円以下 / 50人以下 / 150,000円 50人超 / 400,000円 10億円超 50億円以下 / 50人以下 / 400,000円 50人超 / 1,750,000円 50億円超 / 50人以下 / 400,000円 50人超 / 3,000,000円 S59.4.1以降終了する事業年度分から適用
		S55.8以降 12.3%				
	原動機付自転車 50cc以下 700円 90cc以下 1,100円 125cc以下 1,450円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,450円 その他 4,300円 二輪の小型自動車 3,650円 軽自動車 二輪 2,200円 三輪 2,850円 四輪乗用営業用 5,200円 自家用 6,500円 貨物営業用 2,900円 自家用 3,650円				原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円 軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪乗用営業用 5,500円 自家用 7,200円 貨物営業用 3,000円 自家用 4,000円
6円796	6円890	6円989	8円151	8円590	8円670	9円502
		S55.5以降 〔3,600円〕				
S53.6以降 〔6,000円〕	S54.6以降 〔7,000円〕	S55.6以降 〔10,000円〕		S57.6以降 〔12,000円〕		
				・S57.4.1からS63.3.31までの間に取得される市街化区域内の土地で当該取得された日以後2年を経過したもの……500㎡		
0.3%						
○特別土地保有税免除制度創設		○たばこ消費税売渡本数の補正(1.04)	○軽自動車税月割課税制度の全廃	○市街化区域農地に対する課税の適正化措置・特別土地保有税・課税対象土地、期間等の改正	○共用土地に対して課する固定資産税等に係るあん分課税措置（S59年度から適用） ○たばこ消費税売渡本数の補正(1.014)	○法人市民税法人均等割の税率の引上げ ○軽自動車税標準税率の引上げ

６－３．市税税率の経緯 ③

区分＼年度			60	61	62	63	平成元	2	3	4
市民税	個人	均等割	市民税2,000円（県民税700円）							
		所得割	市民税 20万円以下 2.5% 20万円超 3% 45万円超 4% 70万円超 5% 95万円超 6% 120万円超 7% 220万円超 8% 370万円超 9% 570万円超 10% 950万円超 11% 1,900万円超 12% 2,900万円超 13% 4,900万円超 14% 県民税 150万円以下 2% 150万円超 4%			市民税 60万円以下 3% 60万円超 5% 130万円超 7% 260万円超 8% 460万円超 10% 950万円超 11% 1,900万円超 12% 県民税 130万円以下 2% 130万円超 3% 260万円超 4%	市民税 120万円以下 3% 120万円超 8% 500万円超 11% 県民税 500万円以下 2% 500万円超 4%		市民税 160万円以下 3% 160万円超 8% 550万円超 11% 県民税 550万円以下 2% 550万円超 4%	
	法人	均等割	S59年度から同じ							
		法人税割	S55年度から同じ							
固定資産税			S48年度から同じ						免税点 土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円	
軽自動車税			S59年度から同じ 原動機付自転車に新設 ミニカー 50cc以下 2,500円							
（市たばこ消費税） H.元.4.1から 市たばこ税			従価割 14.3% 従量割 千本につき350円	従量割 千本につき640円			従量税 千本につき1,997円 （旧3級品 千本につき948円）			
電気税			S59年度から同じ			<H元.4.1 税目廃止>				
ガス税			S55年度から同じ			<H元.4.1 税目廃止>				
木材取引税			S57年度から同じ			<H元.4.1 税目廃止>				
特別土地保有税			S48年度から同じ			・S63.4.1からH2.3.31までの間に取得される市街化区域内の土地で当該取得された日以後2年を経過したもの…330㎡		・H6.3.31まで適用期限の延長		
都市計画税			S53年度から同じ							
沿革（主なもの）			○個人市民税の均等割の税率引上げ ○軽自動車税ミニカーに係る税率の新設 ○市たばこ消費税の民営化に伴う整備 ○固定資産税・都市計画税の負担調整	○個人市民税の均等割及び所得割非課税基準額引上げ ○市たばこ消費税従量割税率の引上げ	○固定資産税等並びに市たばこ消費税の税率等の特例措置の適用期限の延長	○個人市民税の標準税率の改正、超短期譲渡所得の課税の特例の創設 ○固定資産税・都市計画税の負担調整区分の改正（宅地、農地、市街化農地等）	○個人市民税の標準税率の改正 ○たばこ消費税→市たばこ税 ○電気税、ガス税、木材取引税の廃止	○個人市民税における超短期譲渡所得の課税の特例の適用期限延長	○個人市民税の非課税限度額引上げ、所得割税率の改正 ○固定資産税・都市計画税 ・免税点の引上げ、負担調整区分の改正、長期営農継続農地に対する納税免除の廃止 ○特別土地保有税の特例課税の創設	○個人市民税の非課税限度額引上げ、みなし法人課税の廃止 ○固定資産税・都市計画税 ・市街化区域農地に係る仮算定規定の創設

（注）固定資産税・特別土地保有税欄の〔 〕内は免税点を示す。

※たばこ消費税のS61.5.1～H元.3.31までの間に行われた売渡し等分については、特例措置として1,000本につき290円が加算され640円となる。

5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
			市民税2,500円（県民税1,000円）						
		市民税 200万円以下　3% 200万円超　8% 700万円超　11% 県民税 700万円以下　2% 700万円超　4%		市民税 200万円以下　3% 200万円超　8% 700万円超　12% 県民税 700万円以下　2% 700万円超　3%		市民税 200万円以下　3% 200万円超　8% 700万円超　10% 県民税 700万円以下　2% 700万円超　3%			
	資本金の金額 / 従業者数 / 税率 1千万円以下 / 50人以下 / 50,000円 1千万円以下 / 50人超 / 120,000円 1千万円超 1億円以下 / 50人以下 / 130,000円 1千万円超 1億円以下 / 50人超 / 150,000円 1億円超 10億円以下 / 50人以下 / 160,000円 1億円超 10億円以下 / 50人超 / 400,000円 10億円超 50億円以下 / 50人以下 / 410,000円 10億円超 50億円以下 / 50人超 / 1,750,000円 50億円超 / 50人以下 / 410,000円 50億円超 / 50人超 / 3,000,000円 H6.4.1以降終了する事業年度分から適用								
				従量税 千本につき2,434円 （旧3級品　千本につき1,155円）		従量税 千本につき2,668円 （旧3級品　千本につき1,266円）　平11.5.1改正			
○個人市民税の非課税限度額の引上げ	○個人市民税の非課税限度額の引上げ、所得割の特別減税 ○法人市民税の均等割税率の改正 ○特別土地保有税におけるミニ保有税の廃止	○個人市民税の所得割税率の適用区分改正、所得割の特別減税	○個人市民税の均等割税率の引上げ、所得割の特別減税	○個人市民税及び市たばこ税について、県税から市税に税源移譲	○個人市民税の所得割及び均等割の非課税限度額引上げ、所得割の特別減税、超短期譲渡所得の課税の特例廃止 ○特別土地保有税の特例課税廃止	○個人市民税の最高税率の引下げ、所得割の非課税限度の引上げ、所得割の定率による税額控除を創設 ○市たばこ税について、国税から市税・県税に税源移譲	○個人市民税の所得割及び均等割の非課税限度の引上げ		○個人市民税の所得割及び均等割の非課税限度の引上げ

６－３．市税税率の経緯 ④

区分＼年度			15	16	17	18	19	20
市民税	個人	均等割	H8年度から同じ	市民税3,000円 （県民税1,000円）	均等割を課税される夫と同一の生計を営む妻について均等割の非課税措置が廃止 H17年度については、市民税1,500円（県民税500円）	均等割を課税される夫と同一の生計を営む妻について均等割の非課税措置が廃止		
		所得割	H11年度から同じ				市民税 一律　6% 県民税 一律　4%	
	法人	均等割	H6年度から同じ					
		法人税割	S55年度から同じ					
固定資産税			H3年度から同じ					
軽自動車税			S59年度から同じ					
市たばこ税			従量税 千本につき 2,977円 （旧3級品　千本につき1,412円） H15.7.1改正			従量税 千本につき 3,298円 （旧3級品　千本につき1,564円） H18.7.1改正		
特別土地保有税			新たな課税の停止					
都市計画税			S53年度から同じ					
沿革（主なもの）			○市たばこ税の引上げ ○特別土地保有税の停止	○個人市民税の均等割税率の引上げ、所得割及び均等割の非課税限度額の引下げ	○配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止	○市たばこ税の引上げ ○住民税所得割及び均等割の非課税限度額の引下げ ○老年者非課税措置の廃止 …経過措置 H18年度　1/3課税 ○定率減税の縮減	○税源移譲による住民税率一律化 ○調整控除の創設 ○老年者非課税措置の廃止 …経過措置 H19年度　2/3課税 ○定率減税の廃止	○地震保険料控除の創設 ○損害保険料控除の廃止 ○老年者非課税措置の廃止 …経過措置終了

21	22	23	24	25	26	27
					市民税3,500円 （県民税1,500円） ※R5年度までの特例	
					1,500万円超の給与収入額に対して、245万円の給与所得控除金額を適用	
					標準税率 9.7% H26.10.1以後に開始する事業年度から適用	
	従量税 千本につき4,618円 （旧3級品　千本につき2,190円） H22.10.1改正			従量税 千本につき5,262円 （旧3級品　千本につき2,495円） H25.4.1改正		
○寄附金控除制度の拡充・変更 ○公的年金からの特別徴収制度が開始	○市たばこ税の引上げ ○非課税口座内の少額上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設	○東日本大震災関連 ・雑損控除額等の特例の創設 ・住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例の創設 ・被災住宅用地の特例の創設 ○租税罰則の見直し	○東日本大震災関連 ・被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の創設 ・住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例の創設　・固定資産税（土地）の負担調整措置の見直し ○退職所得に係る個人市民税の見直し ○市民公益税制の見直し	○東日本大震災関連 ・被災居住用財産の敷地に係る譲渡特例の見直し ・住宅借入金等特別控除制度の特例の延長	○肉用牛の売却による事業所得に係る市民税課税の特例の延長 ○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の期間延長	○個人市民税における住宅ローン減税措置の適用対象期間及び対象年度の延長 ○個人市民税の寄附金控除に係る申告の特例（ふるさと納税ワンストップ特例制度）の創設 ○旧3級品の製造たばこに係る市たばこ税の税率の見直し（H28年から段階的に施行） ○市税の減免期限に係る申請期限の改正 ○高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく新築のサービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税額の減額措置

６－３．市税税率の経緯 ⑤

区分＼年度			28	29	30	令和元	2
市民税	個人	均等割	H26年度から同じ				
		所得割	H19年度から同じ	1,200万円超の給与収入額に対して、230万円の給与所得控除金額を適用	1,000万円超の給与収入額に対して、220万円の給与所得控除金額を適用		
	法人	均等割	H6年度から同じ				
		法人税割	H26年度から同じ			標準税率 6.0% R元.10.1以後に開始する事業年度から適用	
固定資産税			H3年度から同じ				
軽自動車税			原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円 軽自動車 二輪 3,600円 三輪 3,900円（3,100円）< 4,600円> 四輪乗用営業用 6,900円（5,500円）< 8,200円> 自家用 10,800円（7,200円）<12,900円> 貨物営業用 3,800円（3,000円）< 4,500円> 自家用 5,000円（4,000円）< 6,000円>			軽自動車税（環境性能割）の創設により、従来の軽自動車税は、軽自動車税（種別割）に名称変更（R元.10.1～）	
	環境性能割					（R元.10.1～）環境性能等に応じ、非課税、1%、2% （R元.10.1～R2.9.30の間に取得した自家用・乗用車については非課税～1%）	（左の期間を半年間延長（～R3.3.31）））
市たばこ税			H25年度から同じ 旧3級品 千本につき2,925円 H28.4.1改正	旧3級品 千本につき3,355円 H29.4.1改正	千本につき5,692円 H30.10.1改正 旧3級品 千本につき4,000円 H30.4.1改正	旧3級品 千本につき5,692円 R元.10.1改正（特例税率廃止）	千本につき6,122円 R2.10.1改正
特別土地保有税			S48年度から同じ（H15～新規課税停止）				
鉱産税（H29.4.1から）				税率100分の1			
都市計画税			S53年度から同じ				
入湯税（H29.4.1から）				入湯客1人1日につき150円			
沿革（主なもの）			○個人住民税におけるふるさと納税に係る特例控除額の上限の引上げ ○軽自動車税標準税率の引上げ、軽課・重課税率の新設	○個人住民税における日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類添付の義務化	○たばこ税の見直し（税率の引上げ、加熱式たばこの課税方式の見直し） ○軽自動車税におけるグリーン化特例の見直し・延長 ○地方税反則調査手続の見直し	○配偶者控除・配偶者特別控除の見直し（納税義務者の合計所得金額に応じて控除額が逓減する仕組みの導入等） ○ふるさと納税における指定制度の導入 ○軽自動車税環境性能割の創設	○固定資産税における現に所有している者（相続人等）の申告の制度化・使用者を所有者とみなす制度の拡大 ○軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し（令和2年10月から2回に分けて段階的に実施）

※軽自動車税の（ ）内は初度検査年月がH27年3月以前かつ初度検査年月から13年目までの車両、＜ ＞内は初度検査年月から14年目以降の車両

3	4	5	6
			市民税　3,000円 （県民税　　1,000円） （森林環境税　1,000円）
850万円超の給与収入額に 対して、195万円の給与所得 控除金額を適用 給与所得、公的年金等控除 額が10万円引下げ 基礎控除額が10万円引上げ			
	資本金等の額による超過 (不均一)課税 ・5億円以上　　：8.4% ・1億円超5億円未満：7.2% ・1億円以下　　：6.0% R4.4.1以後に開始する事業 年度から適用		
グリーン化特例（軽課）の 見直し		グリーン化特例（軽課）の 見直し、延長 （R5.7.1～）道路交通法の 改正により、原動機付自転 車の区分に特定小型を新設	原動機付自転車に新設 特定小型　2,000円
環境性能割の税率区分の 見直し （左の期間を9か月延長 （～R3.12.31）） 千本につき6,552円 R3.10.1改正		税率区分の見直し 適用燃費基準の据置（～R5.12.31） 適用燃費基準の見直し（R6.1.1～R7.3.31）	
○固定資産税・都市計画税 ・評価替えに伴う税負担の 調整措置（令和3年度から令 和5年度までの現行の仕組み を継続） ・令和3年度に限り、負担調 整措置等により課税標準額 が増加する土地について前 年度の課税標準額に据え置 き ○共通納税システム 対象税目について、令和5年 度課税分より固定資産税、 都市計画税、自動車税種別 割及び軽自動車種別割を追 加	○固定資産税・都市計画税 ・土地に係る負担調整措置 について、令和4年度に限 り、商業地等の課税標準額 の上昇幅を評価額の2.5%と する措置 ○地方税務手続の電子化 ・共通納税システムによる 電子納付の対象を全税目に 拡大 ・eLTAXを通じた申告・申請 手続の対象を納税者等が行 う全ての手続に拡大	○地方税務手続の電子化 ・地方税の納付について、 「地方税統一ＱＲコード」 を用いた仕組みの導入 ・令和5年度～：固定資産 税・都市計画税、軽自動車 税（種別割）、個人市県民 税（普通徴収）	○個人住民税の定額減税 ・令和6年度・令和7年度 ○森林環境税(国税)開始 ・個人住民税均等割と併せ て賦課徴収(年税額1,000円) ○固定資産税・都市計画税 ・評価替えに伴う税負担の 調整措置（令和6年度から8 年度まで現行の仕組みを継 続）

６－４．租税体系

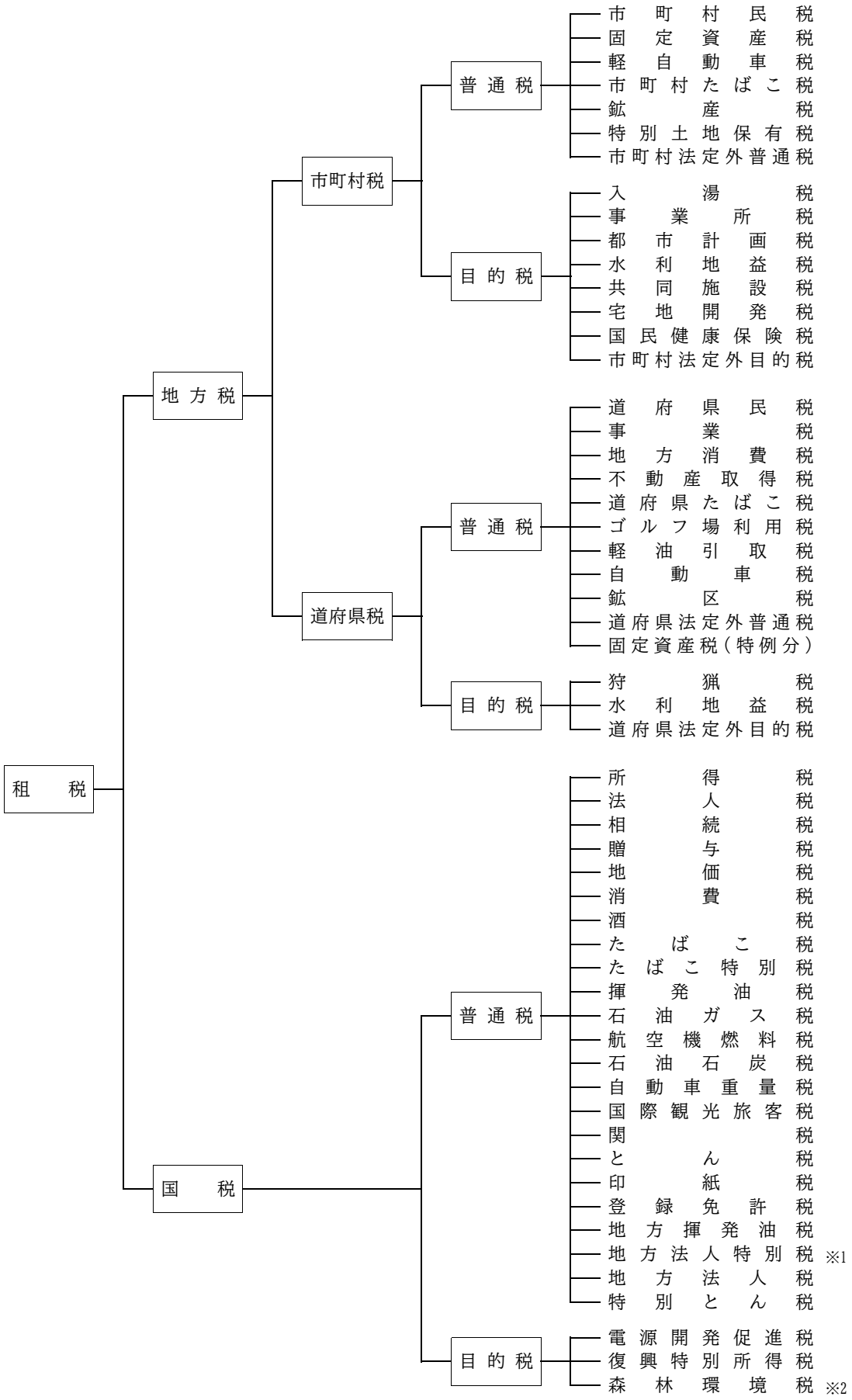

※1 地方法人特別税（国税）は、令和元年９月３０日までに開始する事業年度をもって廃止されました。

※2 森林環境税（国税）は、令和６年度から課税が始まりました。

令和６年度版

市　税　概　要

【発行】令和６年９月
【編集】佐倉市　財政部
市民税課　資産税課　債権管理課
285-8501　千葉県佐倉市海隣寺町97番地
TEL：043-484-1111（代表）
URL：https://www.city.sakura.lg.jp